

第 1 回座間味村議会定例会

第 1 日 目

3 月 9 日

令和3年第1回座間味村議会定例会会議録

招 集 年 月 日	令 和 3 年 3 月 9 日			
招 集 場 所	座 間 味 村 議 会 議 場			
開 散 会 等 日 時 宣 告	開 会	令和3年3月9日 午前10時00分 議長宣言		
	散 会	令和3年3月9日 午後3時54分 議長宣言		
出 席 議 員 (応 招)	議 席 号	氏 名	議 席 号	氏 名
	1 番	宮 平 讓 治	6 番	宮 平 清 志
	2 番	宮 平 喜 文	7 番	中 村 秀 克
	3 番	垣 花 太 郎		
	5 番	中 村 勇		
欠 席 議 員 (不 応 招)	議 席 号	氏 名	議 席 号	氏 名
会 議 録 署 名 議 員	6 番	宮 平 清 志	1 番	宮 平 讓 治
職務のため議場に出 席した者	事 務 局 長	中 村 勝 宏	臨 時 書 記	
地方自治法第121条 により説明のため議 場に出席した者の職 及び氏名	村 長	宮 里 哲	教 育 課 長	中 村 悟
	副 村 長	宮 平 真由美		
	教 育 長	垣 花 健		
	総務・福祉課長	宮 平 壮一郎		
	産業振興課長兼 船舶・観光課長	松 田 力		
	会 計 課 長	糸 嶺 直 生		

令和3年第1回座間味村議会定例会議事日程（第1号）

（令和3年3月9日午前10時00分開会）

日 程	議案番号	件 名
1		会議録署名議員の指名
2		会期の決定
3		諸般の報告
4		行政報告
5		施政方針
6		一般質問
7		提出議案の説明（議案第1号～議案第10号まで）
8	議案第1号	専決処分の承認について（令和2年度座間味村一般会計補正予算（第8号））
9	議案第2号	専決処分の承認について（令和2年度座間味村一般会計補正予算（第9号））
10	議案第3号	専決処分の承認について（令和2年度座間味村一般会計補正予算（第10号））
11	議案第4号	令和2年度座間味村一般会計補正予算（第11号）について
12	議案第5号	令和2年度座間味村国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について
13	議案第6号	令和2年度座間味村航路事業特別会計補正予算（第3号）について
14	議案第7号	令和2年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について
15	議案第8号	令和2年度座間味村下水道事業特別会計補正予算（第4号）について
16	議案第9号	令和2年度座間味村漁業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について
17	議案第10号	令和2年度座間味村農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について

○ 議長（中村秀克）

ただいまから令和3年第1回座間味村議会定例会を開会します。

開 会（午前10時00分）

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしたとおりであります。

日程第1．会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、6番 宮平清志議員及び1番 宮平讓治議員を指名します。

日程第2．会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月11日までの3日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって本定例会の会期は、本日から3月11日までの3日間に決定しました。

日程第3．諸般の報告を行います。

諸般の報告については、お手元にお配りしたとおりであります。朗読は省略します。

諸 般 の 報 告

令和2年12月16日～令和3年3月9日

12月21日	例月出納検査（特別会計・航路事業特別会計）
12月22日	例月出納検査（一般会計）
12月23日	南部広域市町村圏事務組合 臨時会
1月18日	例月出納監査（特別会計・航路事業特別会計）
1月19日	例月出納監査（一般会計）
2月 9日	令和2年度慶良間諸島国立公園満喫プロジェクト地域協議会
〃	沖縄県介護保険広域連合議会定例会及び研修会
2月10日	沖縄県介護保険広域連合議会定例会及び研修会
2月15日	南部離島町村長議長連絡協議会
2月16日	沖縄県町村議会議長会 第50回 定期総会
2月17日	沖縄県離島振興市町村議会議長会 第12回 定期総会
2月19日	南部地区市町村議会議長会 定例総会
〃	南部広域行政組合議会 定例会
2月24日	例月出納検査（特別会計・航路事業特別会計）
2月25日	例月出納検査（一般会計）
2月26日	南部広域市町村圏事務組合 定例会
3月 2日	第1回定例議会 全員協議会
3月 9日	令和3年 第1回 定例議会

これで諸般の報告を終わります。

日程第4．行政報告を行います。

村長から行政報告の申し出がありました。これを許します。宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

おはようございます。今年最初の定例会でございますが、私の3期目最後の定例会となっております、3期目も皆様方の御協力の下、しっかりと行政運営をさせていただきましたことを心から感謝いたします。

それでは、令和3年第1回座間味村議会3月定例会行政報告を行います。行政報告につきましては、お手元にお配りしたとおりでございますので、お目通しをお願いいたします。以上でございます。

行 政 報 告

令和3年3月9日

令和2年第4回座間味村議会定例会（令和2年12月15日）以降の主な事項について行政報告をいたします。

令和 2年12月16日	金城幸善氏 面談
〃	国立公園管理運営計画に関する打合せ
12月17日	沖縄県市町村職員共済組合 業務運営研究委員会
〃	沖縄県土木建築部打合せ
〃	那覇商工会議所会頭との意見交換会
12月18日	沖縄県財政課打合せ
〃	かりゆし塾 講演
〃	琉球大学教授 面談
12月21日	新造船 起工式（広島県）
12月23日	新たな過疎法に関するお礼回り
12月24日	与那原町長、八重瀬町長 面談
12月25日	琉球大学教授 村内視察対応
12月26日	公益財団法人日本交通公社との対談（Web開催）
令和 3年 1月 5日	座間味村商工会 新年挨拶
〃	環境省打合せ
1月 6日	座間味村消防団出初式
〃	琉球大学教授 面談
1月 7日	県庁、町村会等 新年挨拶回り
〃	沖縄県基地対策課 面談
1月10日	座間味村成人式
1月12日	ホエールウォッチング安全祈願
〃	沖縄県企業局打合せ
1月13日	離島フェア マスコミ挨拶回り
〃	琉球ネットワークサービス 面談
1月14日	離島フェア マスコミ挨拶回り
1月15日	県商工労働部長 面談
〃	沖縄県知事、企業局長 面談
〃	沖縄防衛施設局 面談

令和 3年	1月18日	琉球ネットワークサービス 面談
	〃	NTTドコモ九州沖縄支店長 表敬訪問
	1月19日	南部市町村会理事会
	〃	南部振興会理事会
	1月20日	沖縄県商工労働部長、琉球ネットワークサービス 面談
	〃	満喫プロジェクト地域協議会
	1月22日	離島フェアオープニング
	〃	離島振興協議会打合せ
	1月26日	沖縄県介護保険広域連合運営会議
	1月27日	南部市町村会打合せ
	1月28日	沖縄振興会議、沖縄振興市町村協議会
	〃	沖縄県町村会正副会長会議
	2月 2日	新年度予算ヒアリング
	〃	座間味村商工会打合せ
	2月 3日	沖縄県離島振興協議会、沖縄県過疎地域振興協議会打合せ
	2月 4日	沖縄県商工労働部長 面談
	〃	沖縄県病院事業局病院事業経営課長 面談
	〃	社会福祉法人偕生会安里理事長 面談
	2月 5日	新たな離島振興計画策定に向けた有識者委員会 事前打合せ
	〃	新たな振興計画（骨子案）に係る圏域別説明会
	2月 8日	内閣府参事官との意見交換会（W e b 開催）
	〃	琉球ネットワークサービス 面談
	2月 9日	沖縄県交通政策課、市町村課事務調整
	〃	南部広域行政組合 理事会
	〃	沖縄県過疎地域振興協議会理事会
	〃	沖縄県離島振興協議会理事会
	2月10日	新たな離島振興計画策定に向けた有識者委員会（W e b 開催）
	2月12日	南部広域市町村圏事務組合理事会
	〃	沖縄県企業局長 面談
	〃	南部市町村会定例総会
	〃	国民健康保険料統一に係る市町村長勉強会
	2月15日	沖縄県商工労働部長 面談
	〃	南部離島町村長議長連絡協議会役員会
	〃	南部離島町村長議長連絡協議会定例会
	2月17日	全国離島振興協議会理事会
	2月18日	日本離島センター臨時評議員会
	〃	銀座わしたショップ（沖縄県物産公社）挨拶及び視察
	2月24日	那覇商工会議所会頭、沖縄県商工会連合会会長 面談
	〃	沖縄県市町村職員共済組合組合会理事会
	〃	沖縄県市町村職員共済組合組合会

令和 3年	2月26日	観光大使やまだひさし氏 面談
	3月 2日	県過疎地域振興協議会定期総会
	〃	県離島振興協議会定期総会
	3月 3日	地域医療従事者表彰式
	〃	沖縄県町村会総会
	〃	沖縄県国民健康保険団体連合会通常総会
	〃	沖縄県後期項高齢者医療広域連合説明会
	3月 4日	平和・未来プロジェクト RBC取材対応
	3月 5日	平和・未来プロジェクト FM沖縄ゴールデンアワー収録対応

○ 議長（中村秀克）

これで行政報告は終わりました。

日程第5. 施政方針を行います。宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

それでは施政方針を申し述べさせていただきます。ちなみに、皆様方の手元にも冊子としてお配りしておりますので、見ていただきながら朗読をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

令和3年度施政方針

1 はじめに

本日、令和3年第1回座間味村議会定例会の開会にあたり、令和3年度の予算をはじめとする諸議案など、村政運営に対する私の基本的な考え方について申し述べる機会を賜り、お礼を申し上げます。

平成21年6月に村民の皆様のご負託を受け、村長に就任して以来、今年の5月末に3期12年の任期が満了します。

この間、私の公約である「地域力を生かし、村民が住み心地のいい村、産業の活性化で明るく元気な村づくり」の実現のため村議会議員の皆様をはじめ村民の皆様のご理解とご協力のもと各種施策を展開して参りました。

令和3年度においては、村政運営の基本となる「座間味村第4次総合計画」が最終年度を迎えます。令和3年度は本計画の振り返りと総仕上げを行うとともに、引き続き新型コロナウイルス感染症対策を始めとした様々な課題の解決に向け、各種施策に積極的に取り組み、職員と共に村政発展に努めて参ります。

「村政運営の基本姿勢について」申し上げます。

本村は島ちゃびの解消による「定住促進」、観光産業を中心とした「産業の活性化」、そして「行財政改革」を村政運営の柱としております。

定住促進においては、沖縄振興特別推進交付金事業（一括交付金事業）や沖縄振興公共投資交付金事業（ハード事業）等による各種施策を引き続き行うとともに、農業や水産業の基盤を整えることで就労の機会を増やすことに加えて、子育て支援、住民福祉の向上そして住環境の整備に取り組んで参ります。また高速船料金や給食費の低減については、令和3年度も継続して行い、定住促進につなげて参ります。

産業の活性化に関しましては、コロナ禍で疲弊した産業の立て直しが急務であるとの認識のもと、国や県と連携し、切れ目のない公平感のある各種施策を展開して参ります。

また、一次産業の活性化は、リーディング産業である観光産業とリンクすることでその需要も伸び活性化すると基本的な考え方のもと、農業や水産業の基盤整備にも注力して参ります。対策が急がれているイノシシ等による農作物被害対策も令和2年度に引き続きしっかりと行って参ります。

観光産業に関する取組については、環境省と連携しながら国立公園にふさわしい施設整備を進めて行く一方、持続可能な観光地づくりに向けて自然環境や集落環境保全を取り入れた景観計画条例や平成30年度に策定した観光振興計画に基づいた各種施策に取り組んで参ります。

各種施策の推進にあたっては、既存の補助事業の活用と併せて沖縄振興特別推進交付金事業をしっかりと活用し、学校施設整備、高速船建造そして戦後75年が経過し本村から平和の発信と後世へ史実継承のため戦跡整備事業についてもしっかりと取り組み、座間味村の一層の発展につながる施策展開を図って参ります。

更に国においては令和元年12月に、デジタル手続法が施行されました。法律の施行により、行政手続の原則オンライン化が順次進められており、新型コロナウイルスの感染拡大を背景に、デジタル化の動きは加速しております。

本村においても、デジタルの優位性を最大限に活用し、観光・産業振興、住民サービスの向上を図り、持続可能な自治体経営が行えるよう取り組んで参ります。

また、新型コロナウイルス感染症対策については、今年に入り医療従事者向けのワクチン接種が始まるなど新たな取り組みや局面を迎えようとしております。本村においては住民の安心安全は基より、観光客の皆様も安心して迎え入れられる体制づくりに引き続き全力で対応するとともに疲弊した産業振興にも積極的に取り組んで参りたいと考えております。

令和3年度当初予算は、特別会計を含め29億5千万円余りと予算規模が非常に大きくなっており、その財源の確保に苦慮する厳しい予算編成となりました。全ての経費について、徹底した見直しを図り、無駄を排除するとともに、法定外目的税「美ら島税」による財源の確保、公正公平な税負担や収納対策の強化に努めることを基本として行財政運営を行って参ります。

また、本村の懸案事項である阿嘉島への駐在所の設置や港湾整備等についても引き続き国や県に支援を求めて参ります。

2 「主要施策の概要」について申し上げます。

第1に、「行政一般について」申し上げます。

定住促進とあわせて安定的な人口の増加は行政サービスの維持や学校運営等にとって重要な要素であります。

沖縄振興特別推進交付金を活用した島ちゃびの解消につながる自動車航送運賃補助や、交通コスト低減のためのヘリコプター利用料金補助等を継続して行うとともに住環境の整備に努めて参ります。

役場においては職員の世代交代等により経験の浅い職員が多くなっていましたがこの数年人材育成も進み、令和3年度より総務・福祉課を総務課、住民課とし管理職につきましても女性登用による6名体制にて複雑化する住民サービスに対しきめ細やかに対応できるよう取り組むとともに、各種研修制度を活用し人材育成を図って参ります。

また、村の財源の要となる税等の徴収率向上やふるさと納税を広く呼びかけ、財源の確保に努めて参りますが、コロナ禍の影響により美ら島税をはじめ各種税の減収が想定され、基金の取り崩しなど厳しい財政運営になることも想定されることから、年度途中においても現予算のスクラップアンドビルドによる見直し作業を行い、コロナ禍における厳しい財政状況を全職員一丸となり乗り切るよう取り組んで参ります。

第2に、「福祉サービスについて」申し上げます。

福祉サービスにつきましては、令和2年度に計画の終了する「高齢者保健福祉計画」・「障害者福祉計画」を新たに策定しました。これら新計画に基づいた高齢者や障害者への福祉施策とあわせて、子育て支援等についても現計画に基づき、「一人ひとりに寄り添い、必要に応じた福祉サービス」が提供できるよう、各種計画を着実に推進して参ります。

高齢者支援につきましては、認知症対策等、各種事業の継続実施及び充実を図ることで、高齢者一人ひとりが、住み慣れた地域で尊厳を保ち、自分らしく暮らすことができる環境づくりに取り組んで参ります。

障害者支援につきましては、障害者・障害児施策の更なる推進を図るとともに、障害福祉サービスや医療費助成を継続して実施し、障害者・障害児が安心して家庭や地域で暮らすことができる環境づくりに取り組んで参ります。

これらの施策を実現するため、本村では、重度心身障害者の方に対する医療費助成や専門性の高い治療や福祉サービスを受ける為、島外への通院等が必要な方に対し船舶運賃及び宿泊費の一部を助成する事業等を実施しております。

令和3年度も村社会福祉協議会や各診療所、座間味偕生園及びサテライト阿嘉と連携を図りながら、より質の高い幅広い福祉サービスが住民の皆様提供できるよう、福祉施策の拡充に引き続き取り組んで参ります。

子育て支援につきましては、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の充実を図るために、妊娠・出産・子育てに関する相談に応じ包括的な支援を行って参ります。

親と子の健康支援を始めとする各種事業の継続実施と、将来を担う子どもたちの特性に合わせた療育相談の実施については、村教育委員会と緊密に連携し家庭支援の充実を図ります。

令和2年度はコロナ渦の中、小児定期予防接種や乳幼児健診につきましては、感染症予防対策をしっかりと講じながら実施して参りました。令和3年度も感染症予防対策を徹底し、各種予防接種や乳幼児健診を実施して参ります。

また、妊産婦健診にかかる船賃及び宿泊費の補助や産後ケアを目的として令和2年度から導入した、産婦健康診査2回分にかかる費用を助成する産婦健康診査事業、出産助成金の支給、中学3年生までのこども医療費の現物給付など引き続き支援を行って参ります。

保育事業につきましては、阿嘉島、座間味島の子育て支援員の方々や座間味かいせい保育園と連携しながら子育て世代世帯の支援を行って参ります。

第3に、「保健・医療について」申し上げます。

保健・医療については、「村民の健康づくり」のため、医療・保健・福祉の連携強化を図り、特定健診並びに各種がん検診の受診率の向上に努め生活習慣病予防対策に取り組むとともに、特に令和3年度は新型コロナウイルスワクチン接種について、全住民が安心安全のもと速やかに接種できるよう国の指示のもと沖縄県の協力を得て「座間味村新型コロナウイルス感染症対策行動計画」に基づき確実に実施して参ります。

その他、感染症の予防接種につきましても医療機関と連携し、接種率の向上に努めて参ります。特に風疹の予防接種につきましては、対象年齢の男性に対し、国の補助金を活用し、令和3年度も継続実施し漏れの無いよう抗体検査並びに予防接種を積極的に呼びかけて参ります。

国民健康保険事業につきましては、県が財政運営の主体となり4年目となりますが、今後も県と連携しながら制度の円滑な運営が行えるよう適切に対応して参ります。

また、国民健康保険事業等の適正化・健全化を図るため「第2期座間味村国民健康保険データヘルス計画」

に基づく生活習慣病対策及び特定保健指導、特に糖尿病等の重症化予防の強化に取り組んで参ります。

後期高齢者医療事業に関しても、被保険者の健康づくりの支援を行い、医療費の適正化と収納率の向上により財政の健全化に努めて参ります。

第4に、「産業の振興について」申し上げます。

観光産業については平成26年度の国立公園指定以降順調に伸びていた観光入域客数は新型コロナウイルス感染症の影響により急激に減少し、世界的規模で経済が低迷している中、本村におきましても観光産業は大打撃を受けております。withコロナ・afterコロナを見据え、環境省と共同で進めております国立公園満喫プロジェクトのステップアッププログラムに沿った施策の展開や環境省のビジターセンター「さんごゆんたく館」、「青のゆる館」を自然保護啓発活動の拠点として持続可能な観光地づくりを目指します。また、村観光協会や村商工会と連携し冬季メニュー開発の他、姉妹都市である群馬県嬭恋村とタイアップしてのPR活動やクルーズ船の誘致など、観光客の消費単価の増加に繋がる「宿泊しなければ体験できない観光メニュー」を強くPRし、観光客の誘客を図りコロナ禍以前の状況になるよう努めて参ります。

更に、本村観光産業の核となる観光協会の自立に向けては問題、課題などの解決に繋がる定期的な議論の場を持ち運営支援の強化を図ります。

農業につきましては、農業委員の改選があり、令和2年10月より、新農業委員の皆様による農業委員会がスタートするとともに、村民を対象に農地利用アンケートを実施いたしました。これらの意見も踏まえ、農地利用の状況を把握するとともに、遊休農地解消に取り組んで参ります。また農業委員会による積極的なアドバイスや営農計画の策定など、農業の振興に向けた仕組み作りを確立し農業の振興を図って参ります。

水産業におきましては、座間味村漁業協同組合と連携し、漁獲物の付加価値向上を図り、ブランド化の確立を推進するとともに安定した需要確保の観点から、ふるさと納税の返礼品としての活用も視野に入れ、特産品開発支援、漁業用餌の貨物運賃補助を引き続き行い、更なる水産業の発展に努めて参ります。

阿嘉島のサンゴ種苗生産センターにつきましては、現在、施設が利用されていないことから、今後、当施設の利活用についての議論を深め、産業と雇用の創出につながる仕組みを検討して参ります。

これらの施策展開により、村民へ新鮮な農水産物の安定供給ができる仕組みを構築し、第一次産業の魅力向上と農水産業全体の活性化につなげていく所存です。

林業につきましては、令和3年度も引き続き造林事業による樹下植栽、施肥下草刈を実施し、引き続き適正な森林の保全を図って参ります。

また、近年問題となっている外来のイノシシについては、令和2年度に引き続き、沖縄県の「指定管理鳥獣捕獲等事業」と連携しながら本村の「有害鳥獣対策事業」を推進し、村内からの根絶を目標として事業を進めます。また、令和2年度は村内において狩猟免許試験が実施され、13名の方が合格されました。令和3年度からは村内での捕獲体制の確立にむけて、捕獲実施隊の設置を検討して参ります。さらに外来種の捕獲に関しては従事者の知識、技量の向上が重要であるため、各種制度を利用し村内の狩猟免許所有者に研修等を受けて頂き、高度な技術を有する従事者の育成に取り組みながら農地を守る手法も検討して参ります。

その他の産業振興策として、姉妹村である嬭恋村の農産物直売所にて本村特産品等の仲介等、既に取り組みを開始しており、今後双方の活性化につながる企画を展開して参ります。

第5に、「施設やインフラ整備について」申し上げます。

施設の整備につきましては、歴史文化・健康づくりセンターに隣接する集客拠点として令和2年度より一括交付金を活用し屋外ステージを整備中であり、令和3年度は第2期工事を行い年度内供用開始を予定して

おります。

座間味島祭りや座間味島ファン感謝月間をはじめとする各種イベントの開催については、屋外ステージと令和2年度に完成した歴史文化・健康づくりセンターを活用していただくことで、両施設の有効活用につなげるとともに、各種イベントの活性化に寄与できるよう連携を深めて参ります。

港湾整備につきましては、座間味港の係留個所の増設・ゲストバースなどの実現並びに港湾における陥没場所等の改修に関する要望を沖縄県に対して引き続き行って参ります。

河川の管理については、沖縄県に河川道路転落防止柵の修繕等に関する予算要望を行っており、早急に着手出来るよう調整して参ります。

道路整備につきましては令和2年度に村内7橋の橋梁長寿命化点検調査を完了し、今後の老朽化対策について検討して参ります。

村道阿嘉～越原線災害復旧工事については、長期間にわたり、阿嘉地区の皆様には、ご不便をおかけいたしておりますが4月末で完了予定となっております。

また、古道の整備として行う阿嘉地区観光道路整備事業につきましては、山林から海へ向かうハイキングコースとして整備を行い新たな観光資源として期待ができるものと考えます。希少野生動物であるケラマトカゲモドキの発見により整備が遅れておりましたが共存できる設計変更が完了し、令和3年10月に供用開始できるよう整備を進めて参ります。

また、村道慶留間阿嘉線・村道慶留間里原線の県道格上げにつきましては、沖縄県2月定例議会に議案として上程されており県道認定後、沖縄県と細部の協議を行い早期に県道移管できるよう努めて参ります。

集落内の道路については、多くの要望がありますが、財政状況を踏まえ、補修計画に沿って補修工事を実施して参ります。

公園整備につきましては、イビヌメー前面に島の玄関形成地区としてふさわしい緑地公園を整備することにより観光客や村民が内海や港の光景を眺めながら憩える場所として整備を行います。また、シャワー施設やトイレ、バスの発着地点を併設し安全性や利便性の向上を図ります。

公共交通におきましては、バス事業の民営化、阿嘉・慶留間の運行について議論を深めて参ります。

また、バスや村内航路みつしまの運航ダイヤの見直しを行うことで、陸・海・空が連動した運行を確立させ、観光客が3つの島を楽しめるきっかけを作ることで島間の交流人口を増やし、観光振興につながるような仕組みづくりを構築して参ります。

第6に、「住宅環境整備について」申し上げます。

住宅環境の整備につきましては、内閣府の離島活性化予算を活用し、令和2年度において座間味島及び阿嘉島に定住促進住宅を整備し、第1回目の入居公募を終えたところです。公募の結果、空き部屋があるため早急に第2回目の公募を行って参ります。

公営住宅につきましては、老朽化に伴う修繕に多額の費用を要しており計画的な修繕により快適な住居空間の確保に努めるとともに、公営住宅建設につきましては入居希望者の状況調査等を行い必要に応じて検討していきます。

その他として、公営住宅や定住促進住宅の入居条件に合わず入居できない方もおられます。関係機関とも調整を図り、住宅の困窮状況等の実態を調査し、民間企業との連携など新たな制度設計のもと住環境整備についても取り組んで参ります。

第7に、「廃棄物処理及び環境への取組について」申し上げます。

廃棄物処理につきましては、座間味島の溶融炉施設の解体工事を終え、その跡地に資源化施設のリサイクルセンターを整備いたします。本事業は大型工事のため、債務負担行為による年度をまたぐ事業発注となり、令和3年度は建屋工事を行い、令和4年度の完成を目指し取り組んで参ります。

可燃ごみにつきましては、引き続き那覇市・南風原町環境施設組合の協力のもと委託処理を行います。不燃ごみ、資源ゴミの一部については、県内での受入れ処理が厳しい状況が続いており、処理ルート確立に努め、島内にゴミを貯めない取組に努めて参ります。

また、毎年実施している海岸漂着物対策事業につきまして、令和3年度も継続実施し住民及び子供たちへ環境問題についての教育も引き続き実施いたします。

更に近年幾つかの不法投棄について確認しております。国立公園にふさわしい美ら島づくりにも不法投棄対策の取り組みが必要と考えており、令和3年度は実態把握を行い、関係機関との連携及び広報誌等での周知呼びかけを図って参ります。

第8に、「簡易水道事業について」申し上げます。

水道事業については、沖縄県企業局を主とした水道広域化事業において阿嘉・慶留間島で海水淡水化施設が4月に運用開始予定となっており、これまで以上に安心安全で安定した水道供給ができるようになります。

座間味島におきましても1日でも早く安心安全な水を安定供給できるよう、浄水場の早期建設・供用開始に向け引き続き沖縄県企業局との連携を図って参ります。

管路の布設替えにつきましては令和3年度は阿嘉・慶留間地区の管路更新工事と阿真地区の実施設計を行います。

簡易水道事業経営安定化の財源となる水道料金現年分、過年度未収金分の徴収についても引き続き強化を図って参ります。

第9に、「下水道事業について」申し上げます。

下水道事業においてはストックマネジメント計画の取り組みを令和元年度より実施しております。令和3年度は引き続き阿佐地区の機器改築更新を行います。阿嘉・慶留間地区の集落排水においては沖縄県で進めております汚水処理事業の広域化を視野にいれ管理運営について検討するとともに、引き続き安定的に処理できるよう日頃の点検等適切な施設管理を行います。

接続率の向上に関してもすべての地区において啓蒙活動を行うとともに、下水道事業経営安定化の財源となる使用料の徴収に関しても強化を図って参ります。

また、地方公営企業法の適用に伴い、財政状況を明確化させることを目的とした企業会計方式の導入に必要な基本計画を作成して参ります。

第10に、「航路事業について」申し上げます。

航路事業につきまして、新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年度においては運休や、減便等による旅客数等の落ち込みにより歳入が激減した為、経営面では厳しい一年となりました。

そのような状況下ではありますが、令和3年11月の新高速船就航に向け昨年6月に新高速船建造のため沖縄県離島振興株式会社へ裸用船申し入れを行いました。

新高速船に完成後には村民観光客の皆様には更なる利便性向上に寄与できるものと確信しております。その一方で新造船就航後はリース料の支払いが発生することから、航路事業の経営安定化を図るため、経営面では中長期的な計画を立て、貨物運賃等の料金徴収の強化とあわせて経費削減を行って参ります。

また、職員・船員ともに更なるサービスの向上に努めるとともに感染症対策の徹底、観光協会や他の組織との連携も含め利用者の増加につながる取組を行って参ります。

第11に、「教育について」申し上げます。

国際化・情報化が進展する変動の激しい21世紀を力強くたくましく生き抜く人材育成のため、本村の特色を生かした学校教育や社会教育を推進し、効果的な教育行政を進めて参ります。

令和2年度は、国が進めるGIGAスクール構想の実現に向け、村内小中学校にインターネット環境整備、児童生徒1人1台の端末整備、学校教育現場での早期活用を目的としたGIGAスクールサポーター配置事業による教職員への研修を行い、授業での情報通信機器の活用もスタートしました。

令和3年度も学校教育、家庭学習の充実・向上を目的としたGIGAスクールサポーター配置事業を継続して実施して参ります。

例年実施しております外国人指導助手の配置や、孺恋村交流事業、海外ホームステイ事業を実施することで、多様な社会に順応し、主体的に行動できる人材育成に努めます。

また、村出身の高校生に対し年4回の船舶運賃の補助事業、児童生徒の参加する各種大会派遣費並びに国・県補助を活用した離島高校生支援事業についても引き続き助成を行い、保護者の負担軽減と併せて児童生徒の不安の解消・学習意欲を高める環境づくりに努めて参ります。

更に住民課と協同で実施する療育相談支援については、専門相談員を委託配置し、定期的に相談・支援を行うことで、その家族が安心して地域生活を送れるような様々な相談に応じて参ります。

令和2年度には座間味村学力向上推進プロジェクトⅡの計画を策定しました。主要施策において、「3つの視点」を示し、具体的な方策を立て総合的な取組を実施します。これからの5ヵ年計画の推進期間において「3つの視点」に基づき「授業の質的改善と学校改善」の取り組みを推進し、児童生徒が自立し多様な未来を思い描けるよう引き続き取り組んで参ります。

学校給食につきましては、学校給食共同調理場が、建築から38年経過し、老朽化による施設及び設備の更新時期を迎えている状況にあります。昨今、建築費が高騰する状況にあることから民間事業者を活用し、学校給食、保育所の給食、高齢者配食等、食育機能のある多機能施設の整備を目指し、令和3年度に基本計画を策定します。

現給食共同調理場においては、老朽化した調理器具を段階的に更新を行い食の安全確保を図るとともに衛生管理の徹底と地域食材を活かした旬の味覚を提供し、地域食文化の継承と、好き嫌いをせずバランスよく食べることで、幼児・児童・生徒の健全な心と身体を培うとともに、食べ物を大事にする心を育て参ります。

幼稚園教育につきましては、引き続き「3年保育」を行うとともに、座間味幼稚園にてスタートさせております「預かり保育事業」の充実を図って参ります。

阿嘉幼稚園におきましては、預かり保育の為の人材確保が出来てない状況にあります。人材を確保し「預かり保育事業」が実施できるよう努めて参ります。

学校施設整備については、令和2年度において阿嘉小中学校舎改築工事の指名競争入札を複数回実施して参りましたが、落札には至りませんでした。しかし、沖縄県教育庁との調整により、令和3年度予算の内示を受けることが出来ましたので、校舎建築の実現に向けて全力で取り組んで参ります。

社会教育に関しては、地域のニーズに応える生涯学習の普及・拡大、村民の健康保持・交流促進等のため、社会体育の充実に向けての取り組みを行って参ります。また、昔ながらの伝統工芸品の普及継承のため地域人材を活用した文化工芸継承事業にも取り組んで参ります。

文化財保護事業については文化財審議委員会委員を中心に、国指定重要文化財高良家を核とした各地域に点在している文化財の保護や、新たな文化財の発掘等に積極的に取り組み、観光産業とリンクした事業を展開して参ります。

また、国指定重要文化財高良家につきましては、首里城火災を受け、出火の際に迅速に対応するため、防災施設整備事業を活用しスプリンクラー等の防火設備の整備を行います。

一括交付金を活用した座間味村戦跡及び戦争記念碑等環境整備事業を確実に進め、平和学習の拠点づくりを図って参ります。

地域に根ざし、地域の特性を活かした教育活動を通し「村づくりは人づくりから」「地域の子は地域で育てる」を基本理念に引き続き地域の皆様のご協力をいただきながら、より良い教育環境づくりに取り組んで参ります。

以上、令和3年度の主要施策を申し上げます。

これらの施策をよりの確かつ効果的に展開できるよう、令和3年度当初予算については、

一般会計において、 17億5,461万8千円

特別会計において、 12億0,383万9千円

総額は、 29億5,845万7千円となっております。

終わりに、村議会をはじめ、村民の皆様のご理解とご協力を心からお願い申し上げ、私の令和3年度の施政方針といたします。

令和3年3月9日

座間味村長 宮里 哲

以上でございます。ありがとうございました。

○ 議長（中村秀克）

これで施政方針は終わりました。

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（中村秀克）

再開します。

日程第6．一般質問を行います。

通告順に発言を許します。質問者、答弁者は簡潔に1時間以内でお願いいたします。6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

皆さんおはようございます。3日間よろしく申し上げます。今日は3月9日、サンキューの日ということで、常に感謝の気持ちを忘れずにいたいと思います。皆さんもその気持ちを忘れないでぜひ生活してください。

新型コロナウイルスの感染拡大から1年が過ぎました。昨年の3月定例会でもコロナショックについて少しコメントを申し上げましたが、まさかここまで引きずるとは夢にも思いませんでした。まだまだ医療の逼迫など、深刻な社会情勢が続いておりますが、執行部、職員の皆様には村民への日々の対応や事業者への事

業継続の支援対策についても後押しに尽力をいただき、大変感謝を申し上げます。それでは一般質問を通告書に沿って伺いますが、そこでも新型コロナウイルス関連で幾つか、3点ですね、まずは伺っていきます。まず1点目、これまでの1年間で事業者への経済支援を迅速に対応していただきましたが、その内容と各支援対策の申込数を改めて伺います。

○ 議長（中村秀克）

松田 力産業振興課長兼船舶・観光課長。

○ 産業振興課長兼船舶・観光課長（松田 力）

おはようございます。3日間よろしく申し上げます。今の御質問に対して、村独自で行った新型コロナウイルス感染症の経済支援につきましては2回行っております。まず、第1回目が座間味村新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金ということで、申請件数144件、そのうち交付決定142件で、支給額が2,976万円を支給させてもらっております。2回目につきましては、座間味村新型コロナウイルス対策事業継続支援金ということであり、申請件数、こちらは136件、そのうち133件で支給合計額は1,330万円の支給をさせていただいております。以上です。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

ということは、4,000万円以上ですね、これだけ多くの経済支援があったので、多くの村民や事業者がすごく助けられたと思います。

2点目、今月の6日にはさらに支援補助金の交付について案内がありましたけれども、このようにまだまだ深刻な状況で、これからどのような支援や補償などの対策、また国からの予算がどの程度見込めるのか伺います。

○ 議長（中村秀克）

松田 力産業振興課長兼船舶・観光課長。

○ 産業振興課長兼船舶・観光課長（松田 力）

私のほうからは、事業者の支援のほうの補償について回答させていただきます。村としましても、昨今の社会情勢を鑑みますと、新型コロナウイルス感染症の影響はまだまだ長期化すると思われれます。それにおきまして、村としましては、今後のウィズコロナ、アフターコロナの時代を見据え、観光客の誘致に向けた取組を考えております。しっかりとしたコロナ対策を行い、観光客が増えても安心して村内の事業所を利用させていただきたいと考えております。そこで今回の事業につきましては、村内にある事業者に対し、感染予防対策として衛生設備等導入の補助を行います。具体的には1事業所当たり上限を15万円とし、衛生設備の導入に係る事業費の8割を補助しようと考えております。その上で15万円の上限ということで、今月から補助金の申請を受け付けし、ゴールデンウィークには全て事業が完了するよう努めていきたいと考えております。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

分かりました。自治体によって様々な対策を講じておりますけれども、座間味村は迅速で無駄のない対応だと思えます。先ほど課長からもありましたけれども、ウィズコロナ、アフターコロナ時代の事業継続の後押しを今後ともぜひよろしくお願いいたします。

続きまして、3点目、ワクチン接種についてですけれども、厚生労働省は65歳以上の高齢者の優先接種

と同時期に、基礎疾患のある人や一般の人への接種を認める対象地域の考え方を自治体に通知したようですが、それには高齢者の数がおおむね500人未満か、総人数が1,000人未満のいずれかに当てはまる離島市町村を対象とするとあり、官邸では接種開始を4月23日に、近い時期に想定していると述べ、新聞等では今後、県と対象地域で調整すると記載がありました。当村では、現段階でどのような状況になっているのか伺います。

○ 議長（中村秀克）

宮平壮一郎総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（宮平壮一郎）

おはようございます。3日間ひとつよろしく申し上げます。ただいまの御質問ですが、新聞報道等にありますとおり、座間味村につきましては小規模自治体ということで、1,000人以下の人口ということで対象地域となっております。まず、我々としましては、国から指示がございましたワクチン接種にかかっては、実施計画の策定を求められております。今後、実施計画の策定に伴って、2月26日に第1班を策定しております。その中で我々16歳を除き約750名が対象の人員となっております。その中から優先順位がございまして、医療従事者、高齢者、基礎疾患を有する方、さらに高齢者施設で働く従業員の方ということで、合わせて60歳から64歳もということで、大体おおむねこの数でも300人近くいると見込んでおります。今後は、実施計画に基づいてワクチン接種を進めていきたいと考えております。ただ、現在、我々が持っている情報では沖縄県からいただいた情報でございますが、県内全域にワクチンが配られるのが4月26日の週になると情報をいただいているところでございます。ただし、ワクチンにつきましてはファイザー製でございますが、1箱のみの配付となり、この1箱最大で480人分の2回分の接種確保が見込まれております。ただ、第2弾の入荷情報は今のところありませんが、そういった情報をしっかりキャッチして、速やかに接種が行われるよう段取りして、対応させていただきたいと思っております。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

分かりました。約750名のうちの300人がまずは優先ということなんですけれども、御承知のとおり医療者も少ない状況で、通常の患者さんの対応を考えても、現状ではワクチンが届いても時間がかかると思いますが、医師の派遣要請等は検討なされていますか。

○ 議長（中村秀克）

宮平壮一郎総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（宮平壮一郎）

医師の確保については、医師プラス看護師、沖縄本島の南部医療センターのほうから今派遣ができるように、委託という形で調整を図っております。併せて私どもの福祉班の保健師2名を足して、事務等を見込んでスタッフは当日5名体制で整えていこうということで、構造計画にもうたっているところでございます。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

分かりました。副反応のリスクもかなり低いとのデータも出ていますので、できるだけ多くの皆さんがスムーズに実施できればいいと思います。

続きまして、2月24日のNHKのテレビ放送であったんですけれども、新型コロナ対策健康アプリというアプリの内容なんですけれども、ごめんなさい、勉強不足で、テレビを見ただけでは分かりにくかったの

で、その内容について伺います。

○ 議長（中村秀克）

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（中村秀克）

再開します。

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

お答えします。先ほどのワクチン接種の件で回答漏れがございましたので報告をさせていただきます。先ほどうちの総務・福祉課長からありました、ワクチンは1箱が今のところ配付予定が決まっていますよと。それだと1人当たり2回接種で行くと480人の接種しかできませんというところまでは回答させていただきましたが、先ほど質問にありました小規模離島、あるいは高齢者がおおむね500名以上のところに対する一斉接種についての考え方なんですが、考え方といいますか、ワクチン担当大臣でもある河野大臣のほうからも話がありましたように、小規模離島自治体のクラスターを防ぐために、小規模離島自治体という定義を決めて、その中で一斉接種ができないか検討中であるというマスコミ報道がございました。これに関しましては、沖縄県知事もそのような働きかけをしているところであり、それについては順次今、沖縄県のほうで国に対して働きかけているということでございます。また、国の指針から、計画からしますと、一般の方々への接種が国民に対し7月から始まるということが示されておりますが、7月となりますと、台風等で離島への予防接種をするドクターの派遣であったりとか、その他もろもろ日程の変更等に対応することが非常に厳しいのではないかとということも踏まえまして、私のほうからも沖縄県に、あるいは国に対して、できるだけ特に沖縄は台風があるので、離島の場合は高齢者等と一緒に一斉接種をしていただきたいという申入れを行っておりますが、それについての明確な回答は来ておりませんので、また改めて報告できればと思っております。以上でございます。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

そうですね、1箱480人、1名当たり2回ということなので、今のところは同時接種への道筋はまだ見えにくいという理解でよろしいですか。

○ 議長（中村秀克）

宮平壮一郎総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（宮平壮一郎）

現時点での情報では、1箱のみの配付と聞いておりますので、お示ししているとおり村民全員750名にはまだ満たないということで、早く入荷情報を収集して、一斉接種に努めていきたいと思っております。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

分かりました。できるだけ皆様がスムーズに実施できればと思います。よろしく申し上げます。

4点目です。先ほどもありましたが、2月24日のNHKの放送にあった新型コロナ対策健康管理アプリの内容について具体的に伺います。

○ 議長（中村秀克）

宮平壮一郎総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（宮平壮一郎）

本件につきましては、県内事業者が開発中の、個人の体調管理を行いながらスマートフォンにアプリを入れて、厚労省のCOCOA（ココア）、県のRICCA（リッカ）と共存しつつ、観光客の皆様と県の受入側の安心と安全が見える化するアプリの実証実験となっております。一応、アプリケーション名につきましてはセーフティパスと名付けられ、先月業者に内容の我々のほうも説明を受け、実証実験につきましては今月15日から19日の5日間、対象がこれは村の職員及び開発の事業者のほうで30名程度を見込んでおります。実験としましては、沖縄本島、船舶とかに開発されたQRコードを切符売り場の中に、船の中に置かせていただきます。そしてまた座間味、阿嘉島の主要な庁舎であったり出張所であったり切符売り場、併せて事業所、ストアとか小売店、飲食店のほうにそういったQRコードを設置させていただきまして、我々職員が立ち寄ったらこのQRコードを読み込んで、位置情報をここでデータ化するというような仕組みづくりになっております。併せて、このアプリには毎日の体温とかワクチン接種をした後にいついつ1回目受けました、2回目受けましたというようなデータも入力して、例えば飲食店に入る際、私の2週間の熱についてはこういった記録ですよということで、入る店側にも安心感を見せて入店をします。またお店のほうについてもこのアプリで入ってきたときには、QRコードを読んだらクーポンを出して何%引きといった飲食の割引をさせたりということで、そういったサービスを行う。今回、船員をはじめ、我々も参加いただいて、このQRコードで読み込む位置情報が正確であるのか、バグが発生しないのか、そういったことの実証実験、またこれからこのアプリで将来、今、民間のほうのPCR検査というのも非常に盛んになっております。そこでの結果もそこに打ち込んで、万が一感染しているおそれがありますとなった場合には、このアプリを通して、同時刻にこのお店に行ったとか、そういった人たちにも感染した、接触した可能性がありますといったことで通知ができるような機能になっていると。そういった形での実証実験を今回させていただいて、今後はまたこの事業者がどのように展開していくか、見守るといった状況となっております。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

分かりました。少し分かりやすく言えば、COCOAの縮小版というか、地域に密着というか、そういう地域ごとのという感じの理解でいいんですかね。

○ 議長（中村秀克）

宮平壮一郎総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（宮平壮一郎）

そうですね、またCOCOAに持ち合わせていない健康管理を入れたりとか、地域のお店側も受け入れる側も安心ができる。そして入る側もお見せして、体調管理をしっかりお示しして入るということで、双方利益のあるということで考えております。地域に密着したソフト、アプリケーションになると思います。付け加えて、操作の端末はいわゆる手持ちの 안드로이드、また 아이폰等にアプリをダウンロードして使うということを聞いております。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

分かりました。ありがとうございます。すばらしいアプリが早く実施できるといいです。

続きましては、東京オリンピック聖火リレーでの新型コロナ対策と内容について伺いますけれども、スケジュールでは3月25日に福島県からスタートして、沖縄県は5月1日と2日、当村は5月2日の午後の予定と聞いています。オリンピックの組織委員会は聖火リレーの感染対策で3密の回避、接触感染防止、殺菌消毒の徹底、体調管理確認の徹底、広報周知の徹底、陽性者、体調不良者発生時等の対応計画の作成、この6点を基本的な対策として定めております。ただ、自治体でも対策法は多少変わっているようではございますけれども、当村は海域での聖火リレー予定ですので、また他の自治体とは異なる対策も必要と思われませんが、その対策内容とサパニでの聖火リレーをどのように実施するか、また改めて具体的な内容を伺いたいと思います。

○ 議長（中村秀克）

宮平壮一郎総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（宮平壮一郎）

ただいまの聖火リレーでの対策でございますが、去る2月25日にちょうどガイドラインですね、こちらのほうが示されて、我々のほうもそちらを入手して内容を確認しているところでございます。大きく6点ですね、しっかり守ってくださいということがうたわれておりますので、こちらについては、またしっかりと熟知して、行動に移していきたいと考えております。我々のほうが、先ほど話があったように5月2日、日曜日に予定しております。またこのガイドラインに沿って、沖縄県の実行委員会からもさらなる詳細な説明があるだろうということで、今それを待っているところでもございます。あと、併せて当日、特殊区間のリレー、そしてセレブレーションのセレモニーについて村のほうも委託発注いたしますが、その件についてもそういったガイドラインについて厳守するようということで発注は盛り込んで委託したいと思っております。いずれにせよ、今後、我々のほうでもオリンピックの、横の連携をとってチームを組んでおりますので、会議等を持ってしっかり感染対策に努めて安心してできる参加者が、また競技者もスタッフも、安心、安全を確保して実施に向けていくように取り組んでまいりたいと考えております。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

分かりました。安心、安全で、できればコロナも終息してですね、このケラマブルーを全国、全世界にアピールしつつ、聖火リレーが成功できるように期待しております。

続きまして、コロナ関連は終わりました、継続質問が3点ありますので、ぱっと、速やかに行きたいと思っております。1点目、古座間味ビーチのエリア制限から約2年たちますけれども、その後の意見交換やモニタリング調査の結果、またサンゴの回復状況などを伺います。

○ 議長（中村秀克）

松田 力産業振興課長兼船舶・観光課長。

○ 産業振興課長兼船舶・観光課長（松田 力）

お答えします。古座間味ビーチのサンゴ回復のために遊泳区域を変更したのが平成30年5月となっております。これは座間味ダイビング協会からの申入れがあり、ビーチ利用者によるサンゴの踏みつけ被害が非常に大きく、対策ができないかというところから始まりました。それを受けまして、村、環境省、ダイビング協会、ビーチ事業者による意見交換会を経て、現在の遊泳区域に変更させていただいております。現在、2シーズンが経過しておりますが、ダイビング協会とヒアリングを行ったところ、サンゴは順調に回復しているということで、現在は従来の70から80%まで回復しているということをお聞きしております。また次年度ですね、今シーズンの、夏のシーズンのビーチの利用につきましては、また関係団体、事業者等と意見交換会を行いながら、遊泳区域を設定していきたいと考えております。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

少しずつ、サンゴが回復しているようですので、本当に関係者の皆様には本当に感謝を申し上げます。
続きまして、座間味港ゲストバース整備の進捗状況を伺います。

○ 議長（中村秀克）

松田 力産業振興課長兼船舶・観光課長。

○ 産業振興課長兼船舶・観光課長（松田 力）

座間味港のゲストバースの整備の進捗状況とありますが、村としましては、村長部局、議会部局と一緒に平成30年度より土木建築部の行政懇談会や国土交通行政に関する要望等におきまして、ゲストバースや係留箇所の増設を予防しております。今年度には主であります沖縄県港湾課が事業化に向けて今進んでいるところですが、まだ事業の採択にまでは至っていないのが現状であります。今後も村としましては要望を継続しながら、事業が採択されるように県と連携して取り組んでいきたいと考えております。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

分かりました。待ちかねているお客さんもたくさんいらっしゃると思いますので、ぜひ早めにできるよう期待しております。

続きまして、青のゆくる館までの港の歩道の設置についてですけれども、これは12月定例会でも伺ったんですけれども、5月のオープンに向けて動線が具体的に決まったのか伺います。

○ 議長（中村秀克）

松田 力産業振興課長兼船舶・観光課長。

○ 産業振興課長兼船舶・観光課長（松田 力）

環境省との計画では出ておりますが、村として、また県のほうと調整しているのが現状であります。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

分かりました。島民の自動車の所有者も増えて、繁忙期にはレンタカーも増加しておりますので、港近辺ではいつ事故が起きてもおかしくない状態となっておりますので、歩道の設置によって多少安心できると思いますので、今後ともまた対応をよろしく願います。

続きまして、3番目、村長の進退についてです。首長は、人に言えない様々なストレスを抱え、愚痴を言われ、当たり前のように褒められることもなく、それでも村民一人一人のために笑顔で公務をこなす。我々の想像を超える仕事だと思います。10月末マスコミに引退宣言を発表し、驚きを隠さずにはられませんでしたが、村長自身も相当悩まれての発表ではなかったかと日がたつにつれて察しできました。村長個人の気持ちとは反面、やはり村民の中にはこの御時世、宮里 哲に代われる人がいるのか、という声が多く上がり、村長の勇退表明の撤回と次期村長選への出馬要請の強い要望があり、多くの署名が集まりました。村内はもちろんのこと、県内の経済界や政治家からも多くの署名要望が届いております。このように強い要望がある中、次期選挙は5月に押し迫っています。早めの決断が必要かと思われませんが、村長の意向を伺います。

○ 議長（中村秀克）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

お答えをいたします。これまでの経緯も含めてお話しをさせていただきたいと思います。私は平成21年6月に村民の皆様の負託を受け村長に就任して以来、今年の5月末に3期12年の任期が終了することとなっております。まず、私が立候補するきっかけを何点かお話させていただきます。

当時、平成21年、その前の年ぐらいからでございましょうか、当時の本村の財政状況は非常に厳しい状況がございまして、全国でワースト5位以内に入っているという状況がございました。これは当時、夕張の財政破綻ということで大きくニュースでも取り上げられたので皆様方も御承知かと思いますが、その後、それを経て、財政の健全化法が国により改正をされ、各種指標の見直し、そして各市町村、自治体の財政状況についての調査等が行われているところでございますが、実質公債費比率あるいは将来負担比率というような新たな財政指標が生まれたり、そういった中で本村の財政状況は全国の市町村の中でワースト5に入ってしまうという異常な事態が発覚したところでございました。そのほかにもごみ処理施設におきましては、委託業者との関係のこじれから裁判が起こったり、その施設の運用に対する財政負担の大きさであったりということでごみ処理問題も非常に大きくクローズアップをされたときでございます。また、第三セクターの赤字問題、累積で8,000万円以上の赤字を抱える第三セクターがございまして、それについての方向性についても当時の議会からは厳しい御意見をいただいていたというふうに私も思っております。そのような状況がありまして、そのほかにもいろいろあったかと思いますが、そういった状況の中、これらの各種問題から派生して、当時は住民の皆様から相当な行政不信があったと記憶しておりますし、当時私は行政職員でありましたが、それが非常に耐えることができないぐらいいろいろな目であったり、いろんな形で心に突き刺さり、これは私だけではなくて、当時の村職員あるいは議員の先生方もそうだったかというふうに思っております。

このような本村の同時の状況を踏まえて、非常に厳しい、とにかくゼロでもなく、私たち座間味村というのは当時感覚的なものでいいますとマイナスであったというふうに考えておりまして、マイナスをゼロにしたいという強い気持ちで、私は地域力を生かし、村民が住み心地のいい村、産業の活性化で明るく元気な村づくりを公約に掲げ、平成21年5月に選挙に出馬をし、当選をさせていただいたところです。

当選後は、私は一行政マンでございましたので、行政運営とか政治のせの字も知らない私でございましたが、就任後、職員時代に培った知識とか、あるいは当時の役場職員の皆さん。それでまた県庁にも出向したりということもございましたので、県庁職員の皆様にも支えていただきました。同時に、多くの当時の同僚の市町村長の皆様からは、行財政運営や政治家としての心構えなど、多くのことを学ばせていただいたところでございます。就任当初を振り返りますと、職場内はとても暗く、厳しい環境でしたが、座間味村第4次総合計画を策定し、職員と共に総合計画に基づき、また歴代議員の方々の協力もいただきながら行財政改革を切れ目なく断行させていただくことができたと思っております。その結果、現在では財政状況は改善することができましたし、溶融炉関連に関しましても裁判では勝訴することができました。また使わなくなった施設ではございましたが、国への働きかけにより補助金の適正化法からも除外をいただき、現在では溶融炉施設の解体も済み、新年度から新たなリサイクルセンター整備に向けて職員が一丸となって準備を行っているところでございます。また、第三セクターの赤字問題に関しましても非常に危機的な状況でございました。私たちとしては、行政といたしましては、議員の皆様方とも相談をしながら公金補填による清算をせずに、破綻をさせることで村財政への影響を最小限に抑えることができたと思っております。

このようにマイナスをゼロに断行する中で、沖縄県においては、平成24年に制定された沖縄振興特別措置法により新たに沖縄振興特別推進交付金、いわゆる一括交付金事業というのが始まりました。またそれ以外にもPFI事業等を活用することでフェリーの建造や庁舎の建設、そして水道の広域化、離島学生寮の

整備にも携わることができました。観光事業におきましては、平成26年の国立公園指定をきっかけに、2か所のビジターセンター整備をはじめ、落ち込みの激しかった観光振興、観光客が8万から9万人いらっしやっていたんですが、平成24年には6万9,000人まで落ち込んでいたんですが、この国立公園の指定をきっかけに観光振興にも大きな成果が出てきております。また、今年度におきましては、私は沖縄県過疎協議会の会長もさせていただいておりますが、改正過疎法ということで次年度4月から新しい過疎法に変わりますが、いろいろとその立場で働きかけをさせていただきまして、本村を含む過疎地域に寄り添った形での法改正がなされると決まったところでもございます。

平成21年に村長就任以来、このように多くの皆様に支えられながら、マイナスからゼロだけではなく、新たに多くの施策展開ができたことなども踏まえ、私はいろいろ熟慮させていただきましたが、今年の10月下旬にマスコミ取材に答える形で、これまでに掲げた公約はほぼ完了しました。村政運営に対する私の役割は果たしたと思います。というコメントの下、引退宣言といえますか、次期選挙には出馬しない旨の発言をさせていただいたところでございます。

そのような状況の中で、年末から今年に入り、村民の有志の皆様といえますか、その方々からさきに発言をさせていただいた引退宣言の撤回と次期村長選挙への出馬要請の署名を行っている旨の話をお聞きし、実際に1月末にその第1回目の署名が届けられたところでございます。1月末には255名、さらには2月中旬に226名、合計381名の方から署名をいただいたというふうに伺っておりまして、その署名は私の手元に届けられております。その481名の内訳といたしましては、村民が約300名、村外が180名ということでございます。この署名のほかにも沖縄県商工会連合会会長であったり、那覇商工会議所会頭をはじめ、経済界の皆様や政治家の皆様、そして私が現在役職をいただいている団体、これは県の町村会の副会長をしていたり、南部市町村会の会長、あるいは南部振興会理事長、過疎協、離島協の会長等をさせていただいておりますが、そちらに加盟する各市町村長からも続投に関する要請をいただいているところでございます。

一旦は引退宣言をさせていただきましたが、このような状況を踏まえ、私からはこの支援者の皆様に対し、これまでの行政運営に対しては過大な評価をいただき感謝するとともに、この署名を重く受け止め、いま一度前向きに、ゼロベースで出処進退を検討してまいりたいというふうな回答をさせていただいたところでございます。

現在、終息すると思っていた新型コロナウイルス感染症、なかなか終息が見えません。ウィズコロナ、あるいはアフターコロナを見据えお世話になった座間味村のために、また私が所属している各種団体の加盟する地域の活性化のために、私に何かできることはあるのかと、常にここ2か月ほど自問自答しながら私を支えていただいている多くの方々と議論を重ねているところでございます。そういった状況も踏まえ、宮平清志議員からありがたいお言葉をいただきましたが、今日しっかりとした回答をさせていただくことは非常に厳しくて、近日中にいま一度、これまでの私の果たしてきた役割、これから私が果たすべきことがあるのかどうかを含め、しっかりと考え方をまとめさせていただいて、先ほども言いましたが、近日中に改めて皆様方に対してしっかりと私の考え方を申し述べたいと思っております。

ですので、今日、また先ほど頑張ってくれという話もありましたが、今の時点では、ここまでしか答えられないのが現状でございます。しっかりと私の立場でお世話になった座間味村のために、これから何ができるのか、この立場でやっていくのか、あるいは別の形で頑張っていくのか。もちろん、座間味のためにはこれからもどんな立場でもお手伝いといえますか、頑張っていきたいと思っておりますが、どのような立場でやっていくのか。そこに関しましては、今しばらくお時間をいただきたいと思いますので、御理解と御協力をよろしくお願いいたします。以上です。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

分かりました。これだけ多くの応援をする方の思いがあるのも励みにしていただいて、ぜひ前向きに検討して、多くの皆さんに安心を与えてください。私からは以上です。ちょっと休憩。

○ 議長（中村秀克）

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（中村秀克）

再開します。

引き続き一般質問を行います。1番 宮平譲治議員。

○ 1番（宮平譲治議員）

今日も一日よろしくお祈いします。私のほうでは3点質問を用意していますので、3日間よろしくお祈いしたいと思ひます。まず初めに、座間味浄水場についてですが、座間味浄水場の建設場所が津波被害のない高台への見直しを求める陳情が昨年夏に県議会において全会一致で採択され、県知事もその後、高台での建設を表明しました。現在、その方向で村も企業局と調整が進んでいると思うのですが、いかがでしょうか。

○ 議長（中村秀克）

松田 力産業振興課長兼船舶・観光課長。

○ 産業振興課長兼船舶・観光課長（松田 力）

今、宮平譲治議員からありましたように、沖縄県のほうも高台のほうに移設することを表明されまして、昨年年末から協議させていただいております。現在、協議を重ねておりまして、座間味浄水場施設整備に関する協定書の締結を今年度中、早ければ議会終了後に行いたいということで、事務手続を行っているところであります。

○ 議長（中村秀克）

1番 宮平譲治議員。

○ 1番（宮平譲治議員）

ということは、高台での建設に向けて取り組んでいて、その方向で確実にこの事業は進んでいるということを理解してよろしいでしょうか。

○ 議長（中村秀克）

松田 力産業振興課長兼船舶・観光課長。

○ 産業振興課長兼船舶・観光課長（松田 力）

これは12月議会でも答弁させていただきましたが、沖縄県の事業主体で高台に建設するということですので、我々としては、施設整備に関する協定書の中で、まず施設整備をする中での住民生活の安全確保、また水道用水供給事業の開始が沖縄県のほうが高台に変更したことで、沖縄県も遅れるということが懸念されるという話がありましたので、沖縄県が今後も技術的な面で水道の供給の安全で安心に供給できるように、工事中もそういった中の覚書の中身を整理して、今年度中、先ほどもお話しさせていただきましたが、早ければ議会終了後には協定書の締結を結びたいと考えております。

○ 議長（中村秀克）

1番 宮平譲治議員。

○ 1番（宮平譲治議員）

県議会の内容を聞いてみますと、企業局のほうで村と高台での確約を得たという答弁を企業局長のほうからありました。その辺も含めてしっかりと今後、水の、当初水質の問題を村はずっと懸念しておりましたので、この事業が速やかにスタートし、早急に建設に向けていい形で進むように期待しておりますので、しっかりとよろしくお願ひしたいと思います。浄水場については以上です。

次に定住者促進住宅についてですが、現在、阿真地区、阿嘉地区において定住者促進住宅の募集が行われておりますが、阿真地区で6戸、阿嘉地区でも同じく6戸の募集が行われたようですが、申込みの件数、本村の住宅需要状況等など、今回の申込み状況はどのような形で、また入居者も決まったという話が聞こえてきておりますが、その辺はいかがでしょうか。

○ 議長（中村秀克）

宮平壮一郎総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（宮平壮一郎）

ただいまの定住促進でございますが、阿真地区6戸、阿嘉地区6戸の世帯の整備を終えたところです。2月には完成検査のほうをさせていただいております。それで入居につきましては、昨年の11月の臨時議会で制定しました定住促進住宅設置及び管理条例に基づいて、2月公募後、書面審査及び困窮度合いの高いものを先行委員会を開催して、意見を聴取して、最終決定をしております。その結果、今週末には入居者へ決定通知書を送付する予定となっております。またありまして、入居の要件資格につきましては、前回提案した11月の条例に載っておりますが、村民に現に居住して、1年以上住民登録をしているもの、また村税等の未納、滞納のない40歳未満で村に社会貢献等をされるものということで、最終的には現在、阿真地区に4戸、阿嘉地区に2戸決定者が決まって通知を出すところとなっております。

○ 議長（中村秀克）

1番 宮平譲治議員。

○ 1番（宮平譲治議員）

今、それぞれで用意している件数、戸数がまだ満たされていないということなんでしょうか。

○ 議長（中村秀克）

宮平壮一郎総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（宮平壮一郎）

今回まだ空きが生じている状況となっております。これについては、また追加で年度明けに再公募をしたいと考えております。

○ 議長（中村秀克）

1番 宮平譲治議員。

○ 1番（宮平譲治議員）

これまでの村営アパートですと、くじ引きにより入居者を決定するということだったと思うのですが、今回この定住者促進住宅に関してはどのような方法で行われたのか、もう一度お願いします。

○ 議長（中村秀克）

宮平壮一郎総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（宮平壮一郎）

今回は、入居者の公募をかけていただいて、まずいろいろ申請書を書いていただいております。現状の、住まわれている住宅の状況等、家族構成等を出していただいております。あとは滞納等がないか、内部で調査をさせていただいております。やはり条例のほうにもうたっておりますが、公営住宅とまた違って、この

定住促進はいろんな国庫のルールの下、造らせていただいております。やはり若者定住ということで年齢も40歳以下のものとか、そういうふううたって公募させていただいたところですが、こういう形で公募をいただいても、ちょっと条件に沿わない方も何名かいて、その時点でちょっと通らなかったということで、抽選にまでは至らず、全6戸が確定したところでございます。

○ 議長（中村秀克）

宮平真由美副村長。

○ 副村長（宮平真由美）

ただいまの総務・福祉課長の答弁の付け足しではございますが、おおむね今申し上げたとおりですけれども、公営住宅のほうですね、抽選で入居しているわけではなく、きちんと審査をして点数化されております。同じ点数になった場合、抽選ということになっております。

○ 議長（中村秀克）

1番 宮平譲治議員。

○ 1番（宮平譲治議員）

まずこの座間味村定住者促進住宅設備及び管理条例の中で、提案理由の中にもうたわれております。座間味村に居住しているもので、住宅に困窮しているものと、まず大前提にそれがあると思っております。今回、入居が決まったという声は何名か聞こえてくるのですが、その中に住宅に困窮しているものということに当てはまらない方が入居が決まったと私は思っているのですが、いかがでしょうか。

○ 議長（中村秀克）

宮平壮一郎総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（宮平壮一郎）

ただいまの御質問ですが、いわゆる困窮者ではない方が入居しているということによろしいでしょうか。分かりました。ちょっと私のほうがですね、困窮者をちょっと思い当たらずでですね、すぐ即答ができない状況でございます。また今回の公募については、公募の例外というのもございます。災害で住宅をなくした方とか、4件余り不良住宅、もう倒壊しかけているとかということで、公募の例外というのもございますが、そういった方で入居されている方も今回は該当者が1世帯ございました。こちらの世帯なのかなと思っておりますが、一応公募については、申請の守秘義務がございますので内容までちょっと申し上げられませんので、御理解のほうをお願いいたします。

○ 議長（中村秀克）

1番 宮平譲治議員。

○ 1番（宮平譲治議員）

現在、村営アパートに住んでいる方の入居も決まったという話も聞いております。その方が本当に住宅困窮者として当てはまるのか、どうですか。

○ 議長（中村秀克）

宮平壮一郎総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（宮平壮一郎）

こちらのほうでは、条例の第5条に公募の例外ということで、現在住んでいる公営住宅を出られて引っ越しされると。一応、これにつきましては、村営住宅の明渡し、入居するものということで、公募の例外で入居は可能ということで、困窮はしていないんですけれども、既存の公営住宅の権利を全て譲って、新たな定住促進がこちらはまた10年という縛りがございますので、次の世代、若い方々に公営住宅を譲って、私たちはまた引っ越しするというので、今回は例外で認めるということで入居許可を出しております。失礼し

ました。訂正させていただきます。この条例に基づいて、適正ということで入居のほうを決定させていただきました。

○ 議長（中村秀克）

1 番 宮平譲治議員。

○ 1 番（宮平譲治議員）

今、課長が述べたのは、この管理条例の中の第5条の（3）に当てはまるということだと思うんですが、この村営アパート住宅との入居者が相互に入れ替わることが双方の利益になる場合、村営住宅を明渡し入居するものとありますが、これは今現在、定住者促進住宅にまだ、これからこの住宅を活用することなので、この文言に当てはまる人は一人もいないと思うのですが。入れ替わるということではないですよ。

○ 議長（中村秀克）

宮平壮一郎総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（宮平壮一郎）

今回は、入れ替わりではなくて、御本人が明渡しをするということで申入れがあって、申請がございましたので、明渡しを条件に適正と認めて、公募の例外として適用させていただいております。

○ 議長（中村秀克）

1 番 宮平譲治議員。

○ 1 番（宮平譲治議員）

まず、この方は村営アパートにも住んでいて、次の管理条例の中の入居申込時における世帯主の年齢が満40歳未満であること、そこにも当てはまらないんですよ。なのに、なぜそういうことが可能なのか。

○ 議長（中村秀克）

宮平壮一郎総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（宮平壮一郎）

ちょっと条例が難しいところではありますが、まずは入居の資格ということで7件の条件がございます。当初はこの入居の資格に申し込んで申請いただいておりますが、この入居の資格によらずに、こちらが入居者の資格については公募をいたします。公募して7件の審査をさせていただきますが、この審査をする前に、例外ということで、この入居の資格を見ないで、公募の、本当に例外で審査の受付をするということで別となっておりますので、御理解いただきたいと思います。

○ 議長（中村秀克）

1 番 宮平譲治議員。

○ 1 番（宮平譲治議員）

まず、貼り紙がされておりました。その申込みの条件の中で、40歳未満であることとうたわれておりました。その時点で40歳を超える方が、この定住促進住宅に申し込むことが、その時点で恐らく、それを見た方で40歳を超えている方は募集ができない、自分には当てはまらないんだという判断で申込みができない状況が生まれていると思います。なのに、なぜこの方が申込みをしたのが疑問です。それとこれもですが、ちょっと前に村営アパートの募集があり、その住宅に当たった方がいたと聞きました。その方はそこを拒否したにも関わらず、今回この定住者促進住宅に応募し、入居が決まっているという話も聞いています。要は、選ぶぐらいの余裕がある方を住宅困窮者としている理由が通るのかどうか。

○ 議長（中村秀克）

宮平壮一郎総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（宮平壮一郎）

申請者の御自身の考えで公営住宅をお断りするということだと思いますが、これについては我々も個人の申請の主義ですので、こちらがこうだったからこれはだめですねという審査はできるんですね。だからこの条例に沿った審査をいたしますので、前回公営住宅を申込みしていないから通りませんという回答はできないものですから、この申請に基づいて、申請を受けて結果を出していますので、御理解お願いいたします。

○ 議長（中村秀克）

1番 宮平譲治議員。

○ 1番（宮平譲治議員）

村営アパートも、この住宅の予算の出所が違うのかもしれませんが、その募集を受けているのは村ですし、同じく村営アパートもこのケースに関しても一緒です。村営アパートを募集して当たった際に、そこを蹴っついてここに申込みをした時点で、その時点で書類審査で私は切られるべきだと思うのですが。

○ 議長（中村秀克）

宮平壮一郎総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（宮平壮一郎）

今回の審査に当たっては、公営住宅の審査に係る書面等を私どもは目を通していません、その情報は知らない中でこの条例に基づいての審査をさせていただいております。このような情報があったということ、今お聞きしましたが、こういったことまでを今回の審査の対象に入れるか、それは非常に厳しいのかなと考えております。我々としては、やはり管理条例に基づいて、審査が来たらしっかり審査をして、こちらの条例で合致していれば適正ということで入居の可否については進めていくこととなりますので、御理解のほうをお願いしたいと思います。

○ 議長（中村秀克）

1番 宮平譲治議員。

○ 1番（宮平譲治議員）

あと、阿嘉島のほうは中村 勇議員のほうが今回その件で1点に絞って、集中して質問すると思うので、私のほうは簡単に1点だけお聞きしたいのですが、この条例の中に第5条の（4）専門的な資格を有する村職員や勤務場所から遠隔の地に居住を余地なくされている者ということもうたわれております。これからすると、村の職員、役場職員もこの住宅に関しては多少の優遇された形でのかなと思うのですが、その辺はいかがですか。

○ 議長（中村秀克）

宮平壮一郎総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（宮平壮一郎）

ただいまの第4項でございますが、まず専門的な資格を有する村職員というのは、国家資格ですね、例えば幼稚園の先生、看護師、保健師といった方々を見ております。あとは通勤場所から離れているということで、実際に公募のほうもありましたが、現況、住宅に困窮はしていないということで、村職員についても困窮していないという判断の下、今回は村職員の公募もあつたんですけれども、見送らせていただいているところでございます。

○ 議長（中村秀克）

1番 宮平譲治議員。

○ 1番（宮平譲治議員）

それは中村 勇議員のほうでもう少し聞いてくれるのかなと思っておりますが、まだ空きがあるにも関わらず、応募した職員を落とすというのはどうかなという、この管理条例の文言を見てもちょっと違うのか

などは思っております。結果、いろいろ基本的にはどこもそうだと思うのですが、本村の各管理条例で全ての条例の中でうたわれていると思うのですが、「その他村長の認めるもの」ということがうたわれていると思います。この中にもあります。結果、そういうところで今回の入居の内容が決まってきたのかなというふうにしか感じ取れないのですが、いかがですか。

○ 議長（中村秀克）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

今の質問につきましては、いわゆる村長が認めるものというのは、非常に幅広い考え方がございまして、間違うとちょっとした不正になるのではないかとということもあろうかと思っております。ただ、特殊事情等を含めているんなことがあったと思います。まず、大前提として、今回の入居の審査に関しましては、私は一切関わっておりません。職員の皆さんでしっかりと条例、規則に基づいて、私の村長の認めるもの以外のところでの拾えるところがないかどうか。大前提として私たちとしては、私といたしましても、住宅に困窮されている方、やっぱり人口増加というのは非常に大切なことだと思っておりますので、そういったところを含めて、住環境の整備をやっていこうとこの3期12年間やってきたところでございます。今回の座間味島、阿嘉島の両定住促進住宅に関しましては空きが出てしまいました。いろいろな議論が審査委員会の中であったというふうに聞いておりますが、条例、規則に基づいてしっかりとやってほしいということは私のほうから申し述べさせていただいていますし、その中で結果として空き部屋が出てもいいんじゃないかというところまで私は言及しております。その代わり、今議治議員が話があったように、いろいろな考え方の違いであったりとか、もしかしたら不満等があるのかもしれませんが、それにつきましては、まずは第1回目については条例や規則に基づいてやる中で、空き部屋が出るのであれば、規則の変更等をして、できるだけ多くの一人でも、一人でもといいますか、全室が満室になるように、いわゆる住宅困窮者が1組でも減るような環境をつくってほしいというふうに話をしているところでございます。先ほどの施政方針でも申し述べましたが、1回目の審査は終わり、決定の通知を出しているところでありますし、大変申し訳ないんですが、そこに漏れた方々がいらっしゃるのも事実です。その一人一人に関する理由は個人のプライベートの問題もございまして、ここで話すことはできませんが、そういったところをもう一度勘案しながら、第2回目の募集についてはしっかりと私たち行政の規則の中でフォローできるところはフォローをして、少しでも住宅困窮者の皆様に答えるような施策の展開をしていきたい。また、次年度以降についても先ほどの施政方針でも申し述べたように、定住促進住宅、あるいは多用途住宅、そしてこれまでつくってきた公営住宅に当てはまらない人がいらっしゃるというのも事実ですので、民間活用なのか、あるいは分かりませんが、国との連携の中で新たな住宅整備についても去年から議論をさせていただいているところですので、ぜひとも御理解をいただきたいというところですので、以上です。

○ 議長（中村秀克）

1番 宮平讓治議員。

○ 1番（宮平讓治議員）

今回のこの住宅に関しては、結果、住宅を求めるものが出て、そこに外された方がいます。村長は条例の見直しの話もしておりましたが、そこでその他村長が認めるものということで、いろんな形で対応ができるというのがこの項目に設けられている、村長が認めるものだと思うのですが、いろんな形で住民のニーズに応えることができるし、拒否もできると思っております。今回はその定住者促進住宅で入居者の大半が、私の感覚では「その他村長が認めるもの」という文言によって大半が決まり、平等性が失われ、基本的なルールから外れてはいないかという感じが私はしました。ですので、この条例を認めたのも我々議会ですが、今

後、この条例の中から、その他村長が認めるものというのを訂正か、私は削除すべきだと思っております。例えばそこに委員会等を設置して、このその他村長が認めるものの項目の部分に委員会の設置を考えて、その中で議論して幅広い平等な意見を今後検討すべきじゃないかと思いますが、その辺どうでしょうか。

○ 議長（中村秀克）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

「その他村長が認めるもの」、そういう御意見もあろうかと思えます。そういった中でもいろいろな事案が発生することも想定されます。まさしく、じゃあ、なぜ村長がその他認めるものでやるのかという事例があった場合には、それはそれなりに選考委員会の、例えば今回の場合で言いますと、選考委員会の中でしっかりと議論をしていく中で決まっていくわけですから、単純に私が好き嫌いとか、やりたいやりたくない、そういった中で決まるものではないというのは御理解いただきたいと思えますし、座間味村だけではなくて、いろいろな市町村の条例の中でも特殊事情に鑑みというところが出てくるわけですから、そこはそういう文言が出てくるのも仕方ないと思えます。ただ、その文言を活用するためには、その一文を活用して何かを決める場合には、その内容についてはしっかりと説明ができるような状況をつくっていく。それが大切だと思います。ただ、全てプライベートの問題もありますから、公にはできない部分がございますが、例えば議員の先生方に対しての説明ができる部分もございますので、そういったところで透明性の担保もしっかりとやっていくということが必要だと思っておりますので、ぜひとも御理解いただきたいと思えます。

○ 議長（中村秀克）

1 番 宮平譲治議員。

○ 1 番（宮平譲治議員）

本来、この条例に位置づけています「その他村長が認めるもの」の使い方として、基本的な使い方として私が思うのは、何らかの理由において認めることができないケースの場合に、この文言が効力をなすと思っています。本村の場合は残念ながら逆の形で使われているケースが多いのかなと思っていますので、ぜひ全ての条例の見直しと委員会の設置を要望していきたいと思っておりますので、その辺よろしくお願いします。定住者促進住宅については以上です。

次に公有財産についてですが、本村の購入した用地、土地に関する活用計画、利用状況についてですが、何点かお聞きしたいと思えますが、その前に定住者促進住宅の入居者の情報を耳にして、結果こういうことかと物すごく私は残念でなりません。この地区の整備には、村は多くの予算を投じてきました。もちろんそこには職員の頑張りがあったからここまでの形が見えてきたものだと思います。結果、最終的にこのような形で進められると、職員の頑張りが報われないのかなという結果だと私は思っているのですが、この阿真地区の整備に関してはいろいろ住民とのトラブルも多々ありました。その中で1点お聞きしたいのですが、まず、この地区で道路の整備が行われました。その中で、一昨年ですか、新聞報道でも取り上げたことが起こり、阿真区との話し合いも進まない中でトラブルになったというケースもありました。議長、ちょっと休憩。

○ 議長（中村秀克）

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（中村秀克）

再開します。

1 番 宮平譲治議員。

○ 1 番（宮平譲治議員）

この地区一帯には村も大きな予算を投じて、村の大切な財産をしっかりとした形で築くべきだと思っておりますが、いろいろな、これまで起こったやり方を見ていますと、大切な村の財産の私物化ではないかと私は思います。まずこの道路の平面図を見ていただきたいのですが、当初計画されていた図面がこの白黒の図面なのですが、このA B C D Eまで番号を打っておりますが、この道路整備に当たり、当初それぞれの土地が道路の下と上で、ほぼ同じような形で分筆されるような形で当初計画が進んでおりました。この計画がもう1枚のカラーの平面図を見てもらいますと、少し上のほうにずれていっております。これを見てどうふうに皆さんは考えますか。まず、この道路整備にかかった予算が幾らなのか教えてもらえますか。

○ 議長（中村秀克）

松田 力産業振興課長兼船舶・観光課長。

○ 産業振興課長兼船舶・観光課長（松田 力）

休憩をお願いします。

○ 議長（中村秀克）

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（中村秀克）

再開します。

松田 力産業振興課長兼船舶・観光課長。

○ 産業振興課長兼船舶・観光課長（松田 力）

工事費につきましては、2,091万8,000円となっております。

○ 議長（中村秀克）

1 番 宮平譲治議員。

○ 1 番（宮平譲治議員）

その内訳はわかりますか。内訳というか、そこには上下水道の整備も入っているのか、別で組まれているのかをお願いします。

○ 議長（中村秀克）

松田 力産業振興課長兼船舶・観光課長。

○ 産業振興課長兼船舶・観光課長（松田 力）

上下水道管も含めた工事費で、一式で発注しております。

○ 議長（中村秀克）

1 番 宮平譲治議員。

○ 1 番（宮平譲治議員）

当初、最初の、白黒の図面で道路の計画が進んでいて、そこには上下水道管も通っていて、村は当初その計画でここに道をつくる予定で予算を投資していたと思います。それがカラーの平面図のように、道路の位置が変わっていった。その理由はお答えできますか。

○ 議長（中村秀克）

松田 力産業振興課長兼船舶・観光課長。

○ 産業振興課長兼船舶・観光課長（松田 力）

まず、基本に戻りますと、ここに用地の買収ですね、それにかかなりの時間を要していたところは御理解いただいていると思います。その中で、今言うように職員住宅等を行おうと考えて、道路の計画等もコンサルタントと打合せをしながら行いました。議治議員がお配りしているこの白黒の図面なんですけど、もともとの道とほぼ同じですね。地権者がかぶり過ぎて、極力土地の買収等を避けるために、このカラーの道路案に変更したところでございます。このカーブの形状におきましても、コンサルタントと打合せをして、要はちゃんと見やすいような、緩やかなカーブスにするような線形で行っております。

○ 議長（中村秀克）

1番 宮平議治議員。

○ 1番（宮平議治議員）

道路は、基本この道路に面している地権者に平等に、また地域で、地域の方々が公平に利用されるべきものだと思います。このカラーの図面を見てどういうふうに捉えていますか。ABCDEまでありますが、Bの土地に関しては大きく道路をまたいでいるので、多少、当初の計画からずれていますが、さほど影響はないかなと思っておりますが、そのほかのA、C、Eを見ますと、道路との接点が点でしか交わっていないんです。そこにそれぞれの地主が境界を設けると道への出入りができなくなる。この道路は誰のために、何のためにこのような形で引かれたのか伺います。

○ 議長（中村秀克）

松田 力産業振興課長兼船舶・観光課長。

○ 産業振興課長兼船舶・観光課長（松田 力）

白黒の案と、確かに、例えばAから比べましたら、Aの方は道に出られないというお話でよろしいでしょうか。例えばの話。Aに関しては、この道路に面していなくてもほかに出る場所があるだろうということで、実際土地がかぶらないようにずらしていつているところでもあります。意味分かりますでしょうか。

○ 議長（中村秀克）

1番 宮平議治議員。

○ 1番（宮平議治議員）

Aに関してはそういう方法も取れますが、しかし、せっかく新しく道を整備しているのですから、この利用も使い勝手がいいように考えるのが本来の考え方だと思います。また、Cの地主に関してはピンク色のマーカーで色づけしておりますが、そこを村から購入することで道との接道することが可能になっています。本来は、このCの地主も点でしか交わっていないで、道への進入ができないような状況でした。また、Eに関してはその周りを駐車場として村が整備しております。車が止まっていなければ進入は可能ですが、本来、駐車場として整備しているので、Eの土地に関しては点でしか交わっていないので、本来の道としての利用価値、道としてというか、接点は全くないような状況です。もともとこの地区は、村も土地を購入することでこの地区一帯の整備が進められてきたと思います。道もいろんな方法で全ての地権者に利便性が高いような方法が取れたはずなのに、なぜこういう形になったのか。また村も道を、当初の計画からずらすことで下水道の配管も含め、村もそこに係る当初予定のなかった損失が出ていると思います。この中で、この図面を見ながら考えると、ただ1か所だけがほかの地権者にとっては不利益が被ったと私は思っているのですが、ただ1筆だけ、Dの地権者に関しては有利性が働いているのではないかと思うのですが、その辺いかがでしょうか。

○ 議長（中村秀克）

松田 力産業振興課長兼船舶・観光課長。

○ 産業振興課長兼船舶・観光課長（松田 力）

基本的な道の、道路の作成に当たっては、極力土地を買収しましたので、その買収した用地を活用しようというふうにずらさせていただいております。ですので、結果的に譲治議員が買収しているというところもありますが、その地権者におきましても、もともと道路の、うちらもですね、極力土地の購入は避けたいということで行っていますので、その辺は極力、何度も繰り返しますが、村の用地を使おうということで地権者が極力土地代がかからない、土地購入費をかけないよにということ御理解いただきたいと思ひます。

○ 議長（中村秀克）

1番 宮平譲治議員。

○ 1番（宮平譲治議員）

結果、道路を移動することで下水道なり、その他の設備に関する費用が、本来かかるべきでない費用がかかっていることは事実だと思ひています。もっといろいろ聞きたいことはありますが、この件に関しては、本当に一部のために村の財産を私物化しているんじゃないかと捉えられてもおかしくないことだと思ひていますので、しっかりとこの件に関しては時間をかけて追究していくべきかと考えております。過去にも座間味村議会においてもいろいろありましたが、百条委員会等の特別委員会を設置して、しっかりと内容に関して精査すべき内容だと思ひておりますので、その辺、事務的な作業も含めて、残り明日、あさつてまでありますが、考えていきたいと思ひますので議長よろしくお祈ひします。私のほうは以上です。

○ 議長（中村秀克）

宮平譲治議員の一般質問を終わります。

これで午前の審議を終わります。午後は1時30分から再開します。

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（中村秀克）

再開します。

午前に引き続き一般質問を行います。5番 中村 勇議員。

○ 5番（中村 勇議員）

午前中はお疲れさまでした。午後の部、私のほうから2点ほど質問をしたいと思ひます。まず、先ほど譲治議員からもお話がありましたけれども、重複すると思ひますが、阿嘉島についての入居募集についてお伺ひしたいと思ひます。阿嘉区においては、定住促進を図るための住宅が6世帯完成していますが、入居するためにいろいろな条件などにより募集をしていると思ひますが、現在、何名の入居が決まっているのか伺ひたいと思ひます。

○ 議長（中村秀克）

宮平壮一郎総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（宮平壮一郎）

ただいまの御質問ですが、阿嘉島における定住者促進住宅につきましては2世帯の入居が決定し、現在、2世帯の方への入居通知を送付している作業の途中でございます。2世帯決定しております。

○ 議長（中村秀克）

5番 中村 勇議員。

○ 5番（中村 勇議員）

2世帯というのを聞きました。じゃあ、その入居者は、残りの入居募集はあるのか。また公募から外れたものも再度公募することができるのか、分かれば教えてください。

○ 議長（中村秀克）

宮平壮一郎総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（宮平壮一郎）

年度をまたいで申請となりますので、令和3年度で新たにまた公募をかけますので、そちらについてはまた再エントリーは可能だと考えております。

○ 議長（中村秀克）

5番 中村 勇議員。

○ 5番（中村 勇議員）

ちょっと戻りますけれども、この入居できなかった方々は、多分、管理条例にもありました、議会議員からも話がありましたけれども、公募から外れた方々は具体的にどういう書類の不備とかいろいろあると思いますが、入居できなかった理由は何ですか、分かれば教えてください。

○ 議長（中村秀克）

宮平壮一郎総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（宮平壮一郎）

今回、阿嘉島につきましては6世帯の応募がございました。そのうち2世帯決まって、4世帯が公募から落ちているわけですが、まずその中には、居住実態がまだ1年に満たない方が1名いましたので、そちらの方は書類審査で落ちております。また年齢超過の、いわゆる40歳以上の方がお二人おられたところです。あとは住宅に困窮していないということで、現住宅で大丈夫ということで、審査は通らなくて、4名の方が書類審査に通らなかったというところがございます。

○ 議長（中村秀克）

5番 中村 勇議員。

○ 5番（中村 勇議員）

この公募の中に、管理条例の中にもありますが、40歳以上という条件は入らないということで、多分申込みをしていない方々も多少いると思います。そういう面で、本当にもっともう少し、具体的に募集に対して、公募に対してやってくればよかったんじゃないかなと私は思います。そこで管理条例にもあります入居者の選考、第7条にもあります、住宅に困窮している、困っているということですね。事情などを調査し、選考委員が入居者を選考し、入居者を決定するとあります。もちもちの条件も踏まえて審査していると思いますが、公募をしている人たちには、現在一般の家を借りている方もいます。今住んでいる家がいつまで借りられるかも分からないという現状であり、大変困っているとのこと。そういう事情もありますけれども。

○ 議長（中村秀克）

宮平壮一郎総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（宮平壮一郎）

ただいまありましたとおり、審査の段階においては、提出書類において、この方が契約を結んでいる家賃、家主さんとの契約状況も見させていただいております。また、住める状況も老朽化の具合等も本人の申請により確認はさせていただいております。そういった中は総合的に見させていただいて、我々としても審査委員会、困窮度が高い方については審査委員会を別途開いているところです。また、この審査委員会につきましても、公平を保つために、その審査委員の中に親族の方がいた場合には、その親族の審査委員は外して、公平を持って審査をさせていただいているところがございます。やはり一人一人の困窮具合というのも違いますし、この審査会でしっかりと、上位、適正、不利というのを割り振りさせて審査のほうはさせていただ

いておりますので、御理解のほうをお願いいたします。

○ 議長（中村秀克）

5番 中村 勇議員。

○ 5番（中村 勇議員）

この審査の問題というのはいろいろあると思いますけれども、条例の趣旨にもありますように、座間味村に移住しているもので住宅に困窮しているものの事実を支援するとともに、定住を促進し、地域の活性化を図るとあります。また、公募の例外にもあります、村長が特に認めた場合は入居資格を有するものとして取扱うものとされていますので、今後、本当に、さっきの審査も含めて、いい形で入居者が決まればと私は思いますけれどもいかがですか。

○ 議長（中村秀克）

宮平壮一郎総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（宮平壮一郎）

提案ありがとうございます。我々も、今回の公募をして空き戸数が出たということは非常にいろいろ考えるべきところがあります。また、必要に応じて条例の見直しも必要なのかなということも考えております。やはりせっかく定住促進をつくっておりますので、早速住めるように、また条例等もしっかりもう一度確認して、適正に入居が図れるように、我々の考え、知恵も出して対応できるようにさせていただきたいと思っております。ただ、単に温情的に入居をさせてしまいますと、我々もその後、会計検査が控えております。いわゆる住居の目的外使用の方が入っているということになりますと、今度は補助金の返還が生じてきます。そこはしっかりルールを守りながら適切に対応させていただきます。

○ 議長（中村秀克）

5番 中村 勇議員。

○ 5番（中村 勇議員）

いろいろ事情もあると思う中で、繰り返しますけれども、阿嘉島においては本当に住む家がなく困っている方々がいる中で、ちゃんとしたいろいろな審査も含めて、入居ができることをお願いして、これで募集については終わりたいと思います。ひとつよろしくお願ひします。

次に住環境の整備について伺いたと思います。阿嘉区においてですが、二、三年前に村の財産として購入した大きな土地がありますよね。今後、住環境整備として共同住宅も含め、整備の計画があるのかを伺いたと思います。

○ 議長（中村秀克）

宮平壮一郎総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（宮平壮一郎）

ただいまの御質問ですが、阿嘉島のイビガナシお宮の横の村有地のことだと思ひます。こちらの用地につきましては、公有財産購入時でもお答えさせていただきましたが、住民の安心、安全のために、まず駐在所の用地の確保と、それと併せて住民の住居の確保ということで購入させていただきました。去る令和元年度におきましては、そちらの用地を測量させていただいて、大きさ等、しっかり測量させて、将来の計画図を基礎資料としてつくっております。ただし、今後、建設に当たっては財政の問題もございますので、また公営住宅の担当部局とも調整を図りながら、有効に、また活用できるように努めていきたいと思ひます。

○ 議長（中村秀克）

5番 中村 勇議員。

○ 5番（中村 勇議員）

じゃあ、この計画等については、慎重に進んでいるということで考えてよろしいでしょうか。前に、施政方針にもありますけれども、公営住宅の建設、あと交番所、これは陳情していると思います、村長ね。それに郵便局の移転というんですか、郵便局の建設、また今現在、阿嘉島には教員住宅が不足して大変困っている状況でありますので、そういうのは建築も含めて、ぜひ定住促進を図るためにはまだまだ住居が不足している状況にありますので、そういうものも含めて整備を行う計画ができるようお願いしたいと思いますが。

○ 議長（中村秀克）

宮平壮一郎総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（宮平壮一郎）

住居につきましては、住民ニーズのほうも我々もしっかり把握をして、またそれに見合った財源の確保、さらに新たな取組ができないか検討してまいりながら、阿嘉島のほうの定住促進、慶留間島も含めて図れますように、また職員、一生懸命頑張りたいと思います。

○ 議長（中村秀克）

5番 中村 勇議員。

○ 5番（中村 勇議員）

分かりました。定住促進を図るためには、まだまだ住居が不足している状況にありますので、入居募集者の状況調査なども行うことをお願いして、建設が早期に実現できることをお願いしたいと思いますけれども、最後にお伺いします。

○ 議長（中村秀克）

宮平壮一郎総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（宮平壮一郎）

公営住宅担当課におきましてもニーズ調査は必要だろうということをお聞きしております。あるいはまた、そういった声を聞いて、どのように反映していくか、また議員の皆さんと共に考えながら、前向きに定住促進の住居建築、建設に当たって取り組んでまいりたいと思います。

○ 議長（中村秀克）

5番 中村 勇議員。

○ 5番（中村 勇議員）

じゃあ、このように困っている方がいっぱいいるということで、早期に実現するということをお願いし、私の質問はこれで終わりたいと思います。ありがとうございます。

○ 議長（中村秀克）

これで中村 勇議員の一般質問を終わります。

続きまして、2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

御苦労さまです。午前中も新型コロナウイルス感染症について、同僚議員からも質問がありました。その分に関しては、できるだけ割愛してやっていきたいと思っております。たまに重複するかもしれませんが、よろしくお願ひします。この新型コロナウイルス感染症、もちろん世界中で猛威を振るっているわけですが、我が沖縄県においては、国が指定する緊急指定には入っていません。ところが県独自としては、それを1月から配備し、去る2月28日に自粛、本村もそれを実施したわけですが、観光客はもちろん減少している中ではありますが、幸いに本村は公共工事が多数ありまして、例えばビジターセンター、焼却炉溶融炉の撤去、それから定住促進住宅、屋外ステージ等々の過去においては浄水場とかの工事があって、宿は多少入っています。その中で当然朝晩出す民宿、晩だけ出す民宿、それから素泊まりだけの民宿といった多岐多様にわたって様々に皆さ

ん展開しているわけですが、海洋レジャーに関してはほぼ全滅、それからもちろんホエールウォッチングを含め、ほぼ大げさにはやっていないということで、ここにおいて、これからそのワクチン、感染症に関してのことをちょっとずつ聞いていきますけれども、各事業所においてですね、質問なんです。現段階でもちろん国、県、村としての補償というのはいろいろありますけれども、一般的に言われている、今自粛している飲食業、当初、国は指定されているところには6万円、指定されていないところには4万円というような打ち出しが出ておりますが、もちろんこれは村の管轄じゃないかもしれませんが、現在、知り得ている情報で本村の飲食業に対しての補償制度はどのようなものか、もしお分かりであれば教えていただけませんか。

○ 議長（中村秀克）

松田 力産業振興課長兼船舶・観光課長。

○ 産業振興課長兼船舶・観光課長（松田 力）

これは村独自のということでしょうか。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

村独自も含め、それから皆さんが把握している国、県がその事業者に対しての補償、要するに知っている範囲でいいですから、その辺をお教え願えますか。

○ 議長（中村秀克）

松田 力産業振興課長兼船舶・観光課長。

○ 産業振興課長兼船舶・観光課長（松田 力）

それにつきましては、宮平喜文議員がおっしゃいましたとおり、国の配下であります緊急事態宣言におきましては、飲食業界は6万円、沖縄県が出されている緊急事態宣言におきましては、飲食店が4万円ということだけ私のほうは把握しております。村のものにつきましては、今回はその緊急事態宣言に伴う支援金の給付は行っておりません。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

分かりました。もちろん事業をやっている人たちはその中でそういうことを知っている人もいるし、それは村が窓口となってやるのかなとか、そういうような曖昧なことを、私ももちろん隣近所で飲食業をやっている方もいるものですから、普通の話の中でよく出てくるものですから一旦お聞きしました。じゃあ、今おっしゃるように宿とか海洋レジャー、こういった事業者に関しての補償は今回はないということですね。もう一度、それを確認します。

○ 議長（中村秀克）

松田 力産業振興課長兼船舶・観光課長。

○ 産業振興課長兼船舶・観光課長（松田 力）

それは国としてでしょうか。県としてでしょうか。それとも私たち村としてでしょうか。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

全体的としてですね。

○ 議長（中村秀克）

松田 力産業振興課長兼船舶・観光課長。

○ 産業振興課長兼船舶・観光課長（松田 力）

全体的には、国、県からはそういった通達が来ていません。ちょっと確認していませんが、私の知っている情報では通達等が来ていませんので、恐らく今の時点ではないと思いますが、再度調べておきたいと思います。村におきましては、実際今のところ行っておりません。先ほど午前中にも宮平清志議員のときに今後の補償についてというお話をさせていただきましたが、当然、事業者が厳しいのは私たちも理解しております。しかしながら、午前中もお話しさせていただきましたように、ウィズコロナ、アフターコロナの時代を見据えた対策が必要だろうと、今後、観光客をうちの村としてもやはり誘致して、島の経済を支えないといけないということなので、そういった受入れに当たっては衛生設備をしっかりと事業者にしてもらって、多くの観光客を受け入れて、感染させないような体制づくりを事業所の皆さんと取っていただけると考えております。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

分かりました。できるだけ少しでも協力していただくよう、重ねてお願い申し上げます。

続きまして、午前中にも出ていましたが、ワクチン接種、これは確かに午前中も出ました大きな市町村であれば、60歳以上、65歳以上とか、あるいは医療従事者とか、ところがこういった小さな離島村になると、一遍でいいんじゃないかというような話もありますけれども、これはもちろん皆さんも国、県からの通達によってやっていくということは分かっていますが、これはいつ頃からできる予定ですか。予防接種は。

○ 議長（中村秀克）

宮平壮一郎総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（宮平壮一郎）

こちらにつきましては、沖縄県からのワクチンの配付について、今、最新情報で全市町村へ行き渡るのが4月26日の週になると、いわゆるゴールデンウィークの前の週になると聞いております。ただ、それがまだ確定、座間味村には何日というのが情報を持ち合わせていないところでありますが、4月26日の週、いわゆるゴールデンウィーク期間以後には接種のほうには取りかかっているんじゃないかと考えております。ただ、これまでもマスコミの報道は御存じだと思いますが、情報がちょっと二転三転するところもあって、我々も早くアンテナを伸ばして情報をキャッチして、正しい情報を村民に早く流せるように努めたいと思います。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

分かりました。これは順序としては、村としては全体まとめてやる予定ですか。それとも65歳以上、そういう順序としてはどういう順序で進めようと思っておりますか。

○ 議長（中村秀克）

宮平壮一郎総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（宮平壮一郎）

本計画には、我々が2月25日に策定しました実施計画、全市町村つくっておりますが、これに基づいて行わせていただきます。まず、医療従事者につきましては、約29名見込んでおります。これは村職員も含めて、保健師も含めて、また船で運ぶということもありますので、船員も含めての接種。それから65歳以

上の高齢者、2番目に優先順位が高くなっている、約237名近くを見込んでおります。そして次に来るのが3番目に基礎疾患を有しているものということで約60名近くございます。こういった方々を優先的に持っていきます。さらに、続いては4番目に高齢者施設、いわゆるこちらでは民間事業者が1件ございますので、座間味と阿嘉島の高齢者施設で働いている方、入居者の方を対象にさせて約20名近くを見込んでおります。それから続くのが60歳から64歳のものとなっています。それから64歳以下のものと続いていきますので、この行動計画に基づいて、順位がありますので対応させていただきます。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

議長すみません、休憩。

○ 議長（中村秀克）

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（中村秀克）

再開します。

宮平壮一郎総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（宮平壮一郎）

ただいまの御説明ですが、ちょっと私のほうが説明が足りませんでしたので、もう一度改めて申し上げます。今、お話ししたとおり医療従事者から64歳以下のものをさせていただきますが、段階的にこの順序では打つんですけれども、くくりとしては全員一緒に注射のほうはワクチン接種をさせていただきますので御承知お願いします。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

分かりました。そこでお伺いしますけれども、医療体制、これはインフルエンザの注射をするのとわけが違いますから、例えば今日のテレビでやっていたけれども、昨日、ある市町村で公務員のアナフィラキシーが発生したというような情報も今日の朝テレビでやっていたけれども、当然この沖縄県はもちろん離島村ですから、皆さんはこども医療センターから、あるいは保健師、医師等々を、もちろん補正絡みで見ますと相当そういうのも予算が組まれていて、そういう形でお招きしてやるということは存じてはいるんですけれども、結局みんながそれを頼むわけですから、その頼んだ矢先、要するに本村に来てくれるという、何月何日に来てくれるという、そういう確約とかそういうのは取れているんですか。そこをお伺いします。

○ 議長（中村秀克）

宮平壮一郎総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（宮平壮一郎）

この件に関しては、診療所の親病院である南部医療センター・こども医療センターと調整中でございます。また、医師何名、看護師何名ということもまだ見通しがついていなくて、何日に派遣します。何名ですということもまだ回答を得ていませんので、現時点ではまだ調整中ということでお答えさせていただきます。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

分かりました。これも分かり次第、やっぱりさっきから言っているように、沖縄県は離島村です。皆さん同じような要望、要請をしていると思いますから、いち早くそういうのも情報をキャッチして、早くできるように努めてください。

それからPCR検査について。なぜ私がPCR検査について申し上げるかということ、当然、本村は医療情勢が非常にこういう面では貧弱というか、万が一発生したときは大変なこと。それとやっぱり無症状者をいち早く探すと。PCR検査も当初、去年の2月、3月には2万円とか1万7,000円とかやっていましたけれども、今は皆さんが座間味とまりんで切符販売している派遣、りゅうせきあたりが、今、松山の日産ビルで、先週、先々週ぐらい2,700円。今はやる人が少なくて、その日で結果が出てくるそうです。私ももちろん、りゅうせきの部長が友達、先週の木曜日少しだけお話しして、飲んだんですけども、もう、宮平さん、離島は特にそういう面では厳しいから2,000円でできますから、ぜひ進めてくださいと。さっきも言ったように医療体制が非常に脆弱なところですから、そういう面からするとやってほしい。これは一時期高いときに1万七、八千円とかというときに、8,000円の補償をして残りは自腹と。ところが今は2,000円、2,700円でできる時代、しかもその日で結果が来るというようなこともあって、私はこれは、例えば私たちも那覇へ行ったときに、仮に2,000円、あるいは2,700円で受けてきて、領収書ももらってきて、村でそれを返還、補填してあげる。公費で持ってくれるというような考えの発想はないか。まずそれをお聞きします。どうですか、これは。

○ 議長（中村秀克）

宮平壮一郎総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（宮平壮一郎）

ただいまのPCR検査につきまして、昨年暮れから、沖縄県の登録を経て民間の衛生機関ということでPCRの検査が始まっているということを承知しております。やはりお値段についても2,000円、3,000円とか、いろんな形態があるということで聞いて、我が今、確認しているだけでも4か所。沖縄県の委託を受けた那覇エアポートのやっています那覇空港内でやっているとこを入れますと、こちらは渡航者に限られていますが、5か所の検査場があるということを知っています。非常に安価で、利用しやすい。また当日、午前にやったら午後には検査結果が届くということで、これは我々としても、まずこの情報収集をしながら、直接村とも委託ができないか、今検討はしていきたいなど、まさに考えていたところですので、よりよい形で安心、安全、またいつでも、どこでも、誰もがPCR検査を受けられるような体制構築ができるように、予算の関係がありますので、少し検討して、予算の希望がつけば、令和3年度補正等にあげさせていただきます。どうもありがとうございます。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

去年だったですか、伊平屋で、私今日冒頭で申し上げましたように、本村は公共工事関係で工事がたくさん入っています。伊平屋の事例ですけれども、この公共工事人が沖縄本島と行き来している際に持ち込んで、そこである飲食店のイベントの後、打ち上げをして、そこから伊平屋の副村長ほか、そういった面でクラスターが発生したという事例もあります。本村においても当然若干、今、緩和になってきて、お互いが気の緩みというか、そういう面では少しずつ緩んできているような気がしますが、いつ起こってもおかしくないんですね。東京からその日に入りますし、東京、大阪、この辺、福岡あたりから午前中で入れば午後的高速船ですぐ座間味に来る。工事関係者も公共工事も大体3月いっぱいではほぼ半分ぐらいは終わると思うん

ですけれども、この方々も沖縄本島へ帰ったら、浦添、那覇市、この辺、全ての飲食店が閉まっているわけではないですから、やっぱり飲み食いして、そしてまた翌日月曜日には座間味に帰ってきて歩くということで、私、ある民宿へ行ってみたんですけれども、その民宿にはごみ手袋もマスクも置いてあるけど、全然、それも使用しないと。逆に民宿の人たちが敬遠して遠ざかっているという事例もあるんですね。だからそういうことを含めると、非常に我が島はそういう面からすると、今のところそんなに大きなものは出てはいないんですけれども、いつ起こってもおかしくないということもありますから、これからもお互いが、そういう面ではもちろん毎日放送も流れていますけれども、そういう面からすると、より一層こういう面では気を引き締めてやっていってほしいということでお互いに、これをもう一度再認識して注意を呼びかけて、絶対発生させないということを含めて取り組んでいただきたいと思います。では、コロナ関係に関してはこれで終わります。

次は米軍機の低空飛行についてです。米軍機の低空飛行、この問題は、国、県、もちろん我々村も、我々議会も発議第1号の意見書や、発議第2号の抗議文書を出しているわけですが、なかなか効力が出ない。村民からはダイビングショップや釣り人からは、おい、飛行機だけじゃないよ。ヘリコプターも低空してオーバークラフトしているよというような話もたくさん聞かれます。飛行機はだめ、ヘリコプターはいいという問題じゃないと思います。去る2月17日、国会の衆議院予算委員会の中で赤嶺政賢衆議院議員が座間味村長宮里 哲、渡嘉敷村長座間味秀勝、相当の憤りを感じているということで、国会で質問していました。しかし、その翌日18日、米軍機は我が慶良間上空を嘉手納所属MC-130Jは11時から11時半まで、我が慶良間上空を訓練していました。これは私がスマホ、ビデオ、全部とってあります。当然マスコミにも、県議会にも送ったせいで、一日中、10時までこれに対応されたという苦い経験もありますけれども、そういう面からして、本当に村長これは、我々渡嘉敷も座間味も含めて、嘉手納の防衛省あたりにもう一度抗議決議か、あるいはそういうことで抗議しにいくようなことも含めて検討していいんじゃないかなと思うんですが、村長、これはどういうふうに考えていますか。

○ 議長（中村秀克）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

この件に関しましては、年末からですか、新報、タイムスにも取り上げていただいております、最初の一報を聞いたのが、大分前から飛んでいるというのは薄々聞いておりましたが、最近、年末から非常に激しくなっているという話だったんですが、ちょっと私も承知していない部分もございまして、マスコミの方々から逆取材で知った部分がございました。そういった中で年明けでも来ているという状況も含めて、防衛施設局の田中局長宛て、その前に沖縄県のほうへ行きます、基地対策課、それとその上の上司の方々とお会いをして、現状を訴えたところでございますし、またその翌日か翌々日には防衛局の田中局長にも直接お会いをして、渡嘉敷村の座間味村長と私で強く抗議をさせていただいたところでございます。またそのときにもあちらのほうからはしっかりとやっていきますということの回答もいただきましたし、その後は、県選出国會議員の先生方にも連絡を取り合って、いろいろなチャンネルを使いお願いをしてきたところでございますが、宮平議員おっしゃるように、なかなかこれが収まるどころか、他の市町村の上空でも見られるようになり、新聞紙上を賑わすといったら変な言い方ですけども、非常に大きな話題といたしますか、ニュースになりまして、いろんなところで抗議活動が行われているのは十分承知しております。そういった中で、私も動画を撮りましたので、私の動画も提供させていただいたり、今、沖縄県がそういった形での基地問題に対する動画といたしますか、そういうものをつくっているの、その中に私が撮ったものも入れていいかということで提供もさせていただいたり、いろんな形でお手伝いをさせていただきながら、住民が危険を感じる

ような訓練はまず座間味村、あるいは慶良間海域でやらないでくれということは公式、非公式通じてやっているところでございます。沖縄県のほうでは、しっかりと県知事を中心に抗議活動をしていただいておりますし、まずこれまでは渡嘉敷村長とも話をしておりますが、その状況を見ていきましょう。沖縄県が頑張っている。國場幸之助代議士も委員会で取り上げて、いろいろな形で抗議といいますか、そういった運動もしているというのも聞いておりますので、とりあえず3月は議会もそれぞれありますし、今のところは県、国の動向を。あるいは米軍側がどう出るのかというのを見ていきましょうというふうに話をしております。

それと、こういった抗議活動、これまでなかなか座間味村ではそういう訓練とかというのはなくて、抗議に対する活動をしてこなかったものですから、抗議の仕方から、大変申し訳ありません。勉強させていただいているところですが、しっかりとこれに関しては、もちろん気持ちは一緒でございます。3月の議会を終わらせて、3月、4月という形で、お互いの業務がちよっと落ち着いてくる頃から、また新たな方策を渡嘉敷の村長と考えていこうではないかという話をさせていただいております。その場合に、渡嘉敷と座間味村は歩調を合わせる。それだけではなくて、両議会も一緒に歩調を合わせるというのは十分可能でございますので、そこは渡嘉敷の座間味村長、あるいは座間味村議会議長とも連携をさせていただきながら、こういった形で抗議活動というのか、をしていくのか、しっかりと議論をさせていただいて、しかるべきときに、しかるべき形でしっかりとやっていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

分かりました。ありがとうございます。ちょっと話は少し戻りますけれども、この18日は、私はずっと30分間この飛行機を追って、最後はンビリまで上がって、要するに安慶名敷の間とニシバマの間、いわばザマミセーリングのヨットだったら、大げさにはマストがかかるんじゃないかなと。それから11時17分に慶良間海峡、そのときにはたまたまフェリークインが欠航だったんですね。あの時間帯はフェリーが通る時間帯なんですね。海拔50メートルぐらい、そうすると大げさに言えばフェリーのマストをかすめていくぐらいの低空差で飛んでいるんですね。それを考えると、もちろんアメリカ軍はその日はフェリーが欠航なんていう、全くそれは知る余地もないと思っておりますので、そういうことからしても非常に危ないことをしているなということを痛感して、さっきも言ったように、この慶良間海峡で飛んだのも私のスマホの動画の中にも入っていますけれども、そういうことも含めて、やっぱりこれは本村がもちろん南西諸島に似ているのか似ていないのか、それは分からないんですけれども、なぜここでしょっちゅうやっているのか。もちろん今、村長がおっしゃるように、私も3年前からこれはずっと見ています。嘉比島の沖で釣りしたりするときに低空飛行で飛行機が飛んで来ているとか、今になって騒ぎ出しているということを先ほど村長がおっしゃったように。やっぱりこれはどうしても止めないといけないと思っておりますので、お互い協力し合っていていこうと思っておりますので、ひとつよろしくお願いいたします。

○ 議長（中村秀克）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

実はこれ、ヘリコプターの件も3年前にも、私も直接目視をしております、最近見なかったということでございます。そのときは1回だけしか見ていませんでしたので、沖縄県の基地対策課に対して、基地対策課を通じて抗議をしてくれということで3年前にもお話をさせていただきましたし、例えば先ほどのフェリーの航路上を飛んでいったと。これは実は、私はフェリーに乗っております、フェリーの操舵室から実

際それを見て、そこで映した動画を沖縄県側に提供させていただいているんですけども、そういったものを自分で直接住民から聞いただけではなくて、私自身が見て、恐怖を感じたというところも含めて、しっかりとこれまで沖縄県に対して、あるいは防衛施設局に対してお話をさせていただいているところでございます。これからもしっかりと住民の安心安全を守っていくためには、一自治体としても頑張っていくかといけません。私自身も頑張っていくか、しっかりと抗議をしていきたいと思っていますので、ぜひ御理解をよろしくお願いいたします。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

分かりました。じゃあ、これはお互いに頑張っていきましょう。

続きましての質問になりますが、きれいさっぱり溶融炉、焼却炉の跡がきれいに整地されています。私がなぜこれを聞いたかという、去年の12月定例会が終わって、現場視察へ行ったときに、総務課長がこの土地はもう地主に返還するんだというような話をちょっと聞いたものですから、これを質問として上げたわけですが、新しい予算書とかを見ると、新しい施設を造るというような、リサイクルセンターですね、ということが載っているもので、じゃあこの跡地は、もう今の捉え方ではリサイクルセンターを造るという認識でよろしいですか。それともこれ全部使いますか、それとも一部は返すというようなことも含めて見解をお願いします。

○ 議長（中村秀克）

宮平壮一郎総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（宮平壮一郎）

今回の解体されたクリーンセンターの跡地、まずは溶融炉の施設部分にはリサイクルセンターを建設する予定でございます。昔ありましたストーカ炉と後ろのほうに職員の休憩場、木造の建物がございましたが、そちらについては個人有地でしたので、きれいに整地をしてそちらのほうはお返しをして、既存の、これまで建てた溶融炉の跡地内にはリサイクルセンターの建設を予定しております。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

分かりました。予算書を見てもたくさん載っているものですから、そういうことだろうとは思ったんですけども、質問を上げた以上は聞かざるを得ないということでお聞きしました。よく分かりました。

続いてですけども、午前中も出ました村長の進退について。とりあえず3期12年間、約あと2か月はあるんですけども、ひとまず御苦労さまでした。私が懸念されるのは、例えばアスリートで、アスリートと政治家というのは若干違うはずですけども、一旦辞めます、引退しますとかという、また現場復帰しようとしてスイッチを入れ直したときに、果たしてこれまでの3期12年みたいにできるかどうかという思いもありますし、今日の朝からの村長の諸般、行事日程を見てみますと、もうほとんど島にいらっしやらない。当然、村長が町村会の会長、あるいは振興会、いろんな役職を担っていることは当然私も分かっております。極端な言い方をすると、座間味村長はもう座間味の村長じゃなくて、ほかの離島の親分じゃないかというぐらい、ほとんど月曜日に庁議をして、午後からフェリーで那覇へ出るとか、私も村長と三、四回船で一緒になった経緯がありますし、週末には帰ってくるというような。もちろん時期的なものもあります、当然。予算の確保やらさっき行った過疎法とかいろんな問題、それはいろんなことをやっていることは十分存じております。私、この村民、あるいは村長の支持者として、あと2か月ちょいしかないという時点で、午

前中の答弁で村長はいまだ意思表示をはっきりされていない。これはですね、私、住民からしてもとつても今、不安に感じていると思うんですね。そういうところですね、本当にもう一度再度聞きますけれども、今のところ、午前中答弁したところと、午前と午後で気持ちが変わるということではないと思いますけれども、とりあえずもう一度、村長の現時点の考え方をお聞かせください。

○ 議長（中村秀克）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

まずですね、確かに最近出張が多うございます。実は、去年の7月から新たな役職をいただいております。これは南部市町村会の会長と南部振興会の理事長が、去年の7月から新たに私の役職として加わっております。それまでは南部市町村会の副会長、それと振興会の理事という立場だったんですが、糸満市長選挙がございまして、当時、前糸満市長の上原さんが南部市町村会の会長、振興会の理事長をされていたんですね。それが選挙で落選されてしましまして、その役職、ポストから降りざるを得ない状況になりまして、当時、私は離島の代表としてという形も含めて副会長、あるいは理事に入っておりますが、それでエレベーター式ではないんですけれども、当時の会長から、あるいは周りの理事から副をしているのであなたにやってほしいということで、残任期間ということでお受けをした。それが一つで、役職が2つ増えたというのも、まず一つございます。そういった中、コロナ禍がございまして、これは役職を持っているだけではなくて、全市町村長に言えることなんです、年に数回ある例えば町村会の定期総会、総会も1回だけではないんです。3回、4回ございます。町村会、先ほど話した振興会、あるいは南部市町村会、過疎協、離島協、離島協でいうと離島フェアとかですね。いろいろな組織がございまして、役職以外の組織の理事会、いわゆる私が会員、市町村長が会員になっている組織の会合等が全てコロナで後ろに行ってしまったということもあって、非常に会議が密になってきたというのが一つ。それと離島フェアがコロナ禍の中でリモートになることになりましたので、そういった形で、どういう形で、最終的にリモートになったんですが、開催をしないということはありませんということで、その検討等が非常に多くて、その議論をするために出たり、もう一つ一番大きいのは、やはり過疎法でございます。過疎法に関しましては、過疎協の会長を今年の4月から仰せつかっておりますが、18団体が過疎地域として指定をされておりますが、新過疎法、当初の骨子案では18のうちの12の団体が過疎法から抜けるんじゃないかということで、骨子案を見るとそうなっていたんですね。それを防がないといけない。もちろん、そこの中には座間味村も入っております、座間味村の村長という立場だけではなくて、沖縄県過疎協の会長としてもロビー活動もしないといけない状況がございました。おかげをもちまして、2団体だけが卒業団体ということになりましたけれども、その2団体に対しては大変申し訳なかったなと思っておりますが、そういったことを踏まえて、非常に出張が多かった1年となっております。ですから、コロナ、そして過疎法、離島フェアのリモートというのが非常に大きな内容です。特に過疎法に関しましては、4月以降、断続的に東京のほうに行きまして、あるいは自民党の議員立法でございますので、ロビー活動という形で自民党本部に行ったり、県知事と一緒に自民党本部、あるいは議員の事務所等を訪れながら多くのロビー活動をさせていただいたということです。その中でまた、例えば船の赤字の補填についてもいろいろと併せて要請をしたということで、令和2年度に関しては、本当に私も結構しんどいぐらい出張が多かったというのは、ぜひ御理解をいただきたいと思っております。コロナ禍の中で、最近ではリモートの会議も増えてきましたから、次年度以降は、今年と比べるとばらつきがあったりとか、多少は落ち着くのではないかなというふうに思っておりますので、今年度の出張に関しては、ぜひともそういったことであつたということをお理解いただきたいのと、そういった組織から旅費もいただいております、全てが座間味村のほうから出ていない旅費でございますから、その辺も併せて御承知おきいただきたいというふ

うに思っております。

私の出処進退につきましては、先ほど宮平清志議員から質問があったときにお話をさせていただいたとおりでございます。午前と午後で簡単に気持ちは変わるものではございませんので、先ほどの最後のほうだけ話をさせていただきますと、なかなか収束の見えないコロナ禍の中、ウィズコロナ、アフターコロナを見据え、お世話になった座間味村のために、また所属している各種団体の加盟する地域の活性化のために、私に何かできるのか、どういった手伝いができるのかということも含めて自問自答しております、そういった状況の中で私をこれまで支えてくれています村内の方々、あるいは村外の方々も含めて議論を重ねているところでございますので、近日中に考えをまとめて、改めて皆様に報告をさせていただきたいということでございます。1回辞めると言って、本当に次、また出ると仮定した場合に、本当にそれだけの仕事ができるのかという質問がございましたが、仮定の話にはなかなか私も答えづらいものがございますし、仮に私がやっぱり出馬するというふうな発言をしたとすれば、そのときにはそれだけの覚悟を持って、引退するにしても覚悟を持って判断させていただくということだけは、この場で申し上げさせていただきたいと思っております。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

分かりました。でも、そんなに2か月ちょいしかありませんので、そんな有余な時間はないと思っておりますので、早めの決断を我々住民としてもお願いしたいというふうに思います。

以上をもちまして、私の一般質問は終わらせていただきます。御清聴ありがとうございました。

○ 議長（中村秀克）

これで宮平喜文議員の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（中村秀克）

再開します。

引き続き一般質問を行います。3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

3日間よろしく申し上げます。食後1時間ぐらいたっていますけれども、そろそろ皆さん目をつむっている方もいないですね。眠くなると思いますので、元気が出るような質問をしますので、眠らないください。まず最初に、ちゅら島条例、国立公園として気になる点を3つ上げています。質問したいと思います。まず最初に、景観について伺いたいんですけども、まず、私が上げたのは、一応今回、景観と安全、安心という、国立公園になったのは、国立公園と美ら島条例というのはやっぱり景観、安全、安心というのが観光客にとっては一番見所じゃないかなと。それが日本らしさというか、そういうことを座間味村に来てよかったということでの、それを思い出をつくらせてあげようという気持ちで、私はその一般質問の中にこれを掲げましたので、ひとつよろしく申し上げます。まず、このコロナ禍の中で、世界中が自粛ムードでストレスが溜まっていると思います。11月、12月には専門家の発表では、やっぱり収束するだろうと。そういうことを想定していますので、それが座間味村としては、来年、今年の後半からか、来年は間違いなく座間味村の観光客が10万人を越したときがありますけれども、それ以上を想定したほうがいいんじゃないかと、来年ですね。マックス約120から130ぐらいを想定したほうがいいんじゃないかと思って、私はそれについて安全、安心、景観がちゃんとできているのかというものに対して、それをぜひ質問したいと思います。

いますので、それがちゃんとできているのかというのをチェックしたいと思いますので、ひとつよろしくお願ひします。まず、私のほうから、以前も一応申し上げたんですけれども、阿嘉ターミナルの廃車についてお伺ひしたいんですけれども、これですけれども、景観としてはいかがなものかなと、私はすごい思うんですけれども、観光客がそれを見たときにどう思うのかなと。私も毎日見えていますけれども、やっぱりスクラップ屋に見えるんですよ。それが観光客だと、降りてじきにそれを見ちゃうと、泊港からちゅら島条例を守るために100円を寄附しているわけだから、そういうのも片づけてくれないのかなとか、いろんなことを思うと思うんですよ。人によってみんな違うと思いますけれども、まず第一印象だと思うんです、玄関ですから。そういうことを、いろんな事を思うと思いますので、第一印象というのは一番大事ですので、玄関前が第一印象に残ると思いますので、それをぜひ片づけてもらうためにどうしたらいいのかというのを、私は、一応前から質問をしていますけれども、それをいい方向で、行政と議員と、みんなで一緒になって、住民と一緒に、それを片づける方法。行政だけでも大変だと思いますので、できれば行政執行からちゅら島条例で厳しくいくかという形で、そういう方向でやっていただきたいと思いますけれども、どうですか。

○ 議長（中村秀克）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

垣花議員からは、毎回の質問で大変申し訳なく思っている部分もございますが、その気持ちは私を含め、役場職員も一緒でございます。それはさきの12月定例会でもお話をさせていただきましたので、ぜひ御理解をいただきたいと。これまでも担当課、担当職員、あるいは担当課長一生懸命、沖縄県等と連絡を取りながら、あれは県管理の漁港でございますのでやってまいりました。実際に私も、あの場所に、あの不法投棄と私たちは言いたいところなんです、あの場所にあれだけの朽ち果てた車があるというのは非常に許せないという気持ちもございます。これまでの説明でも、質問に対する御説明でも話をさせていただいたとおり、財産権みたいなものがございまして、法律に基づいて粛々とやるしかない。条例、法律に基づいて粛々とやるしかないということで、これまでは沖縄県にお願いをしてみたり、なかなか沖縄県と連携してもらいが明かないということで、これに関しては1年ぐらい前からですか、2年前ですか、私どもの顧問弁護士を通して法的手段で訴えていこうということで、粛々と仕事をさせていただいているところでございます。この粛々というところが、非常に一般的な目で見ると、私もそうですが、非常に歯がゆいところではあるんですけれども、やはりいろいろな権利であったり、法律の壁を少しずつ取り除いていくためには、なかなか馬のように速く走ることができずに、まさしく今年ではございますけれども、一步一步着実に進めていくしかないというのが現状でございます。私どもの顧問弁護士も、私どもの担当課長、担当職員と一緒に、その法的な解釈の中でしっかりと取り組んでいるということを、まずは私のほうから報告をさせていただきます。担当課長のほうから進捗状況については報告をさせていただきたいというふうに思っておりますのでよろしくお願ひいたします。

○ 議長（中村秀克）

松田 力産業振興課長兼船舶・観光課長。

○ 産業振興課長兼船舶・観光課長（松田 力）

今、村長からお話がありましたように、私たちも顧問弁護士を通じて対応しているところであります。今、関係機関と調整中ですので、また個人が特定されることから、さらに今、いろいろ調査中ですので、細かい詳細につきましてはこの場では答弁を控えさせていただきたいと思ひます。

○ 議長（中村秀克）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

私も一応、チェックしてみたんですけども、去年からまた4台増えています。バイクと車とがですね、そのまま放っていると増える一方じゃないかなと。私から見るとは、処理をされている形跡もないし、それで廃車ということで手続されているのか、されていないのかという、名前を出してはまずいですけれども、されているのか、その本人が。そういう名簿、個人情報になると思いますけれども、その辺はどうかなと私たちも思うんですね。まったくためる一方じゃないかなと、また入ってきていますので車が。その辺が物すごく心配だなと思って、そういうことですので、よくよく注意してほしいと思います。また増えています。

○ 議長（中村秀克）

松田 力産業振興課長兼船舶・観光課長。

○ 産業振興課長兼船舶・観光課長（松田 力）

増えている台数はこちらでは確認させていただき、関係機関のほうもそれは現場で確認しております。それについてのもも、こちらもしっかり把握して、関係機関と調整しておりますので、関係機関と調整中でありますので、細かいことは差し控えるようにということですので、今の時点で申し上げられませんが、しっかりとその台数が増えているのを確認して、その関係機関もしっかりと現場でも確認しておりますので、この辺は、以前にもお話をさせていただきましたように、こういった訴訟関係になりましたら、時間をかなり要するというのがありますので、その辺は再度重ね重ねお願いしたいところですが、根気強く議員の皆さんも見守っていただけたらと思いますのでよろしくお願ひします。

○ 議長（中村秀克）

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（中村秀克）

再開します。

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

分かりました。ぜひ、皆さんの車も止める場所ですので、皆さんが止められない状況になっておりますので、ぜひ廃車を早めに片づけるような形で、弁護士と相談してほしいと思います。

次、安全についてです。北浜展望台ですけども、聞きますと、国の管理であると、そういう形でいったんですけども、現場を課長見られましたか、一応。

○ 議長（中村秀克）

松田 力産業振興課長兼船舶・観光課長。

○ 産業振興課長兼船舶・観光課長（松田 力）

私の勘違い、北浜ビーチ展望台とあるものですから、ビーチ沿いにあるデッキと勘違いいたしまして、デッキが環境省の持ち物。今、再度調べましたら、その裏側にある展望台は村のものとなっております、現場を確認させていただいております。

○ 議長（中村秀克）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

現場を確認してどう思いましたか。

○ 議長（中村秀克）

松田 力産業振興課長兼船舶・観光課長。

○ 産業振興課長兼船舶・観光課長（松田 力）

早急に修繕が必要だなと感じております。今、担当のほうと調整して、危険箇所には安全対策として、カラーコーンやロープを張って応急対応をさせていただいております。今後、補正予算等で早急に対応したいと考えております。

○ 議長（中村秀克）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

私も実際に見てびっくりしたんですけれども、あれは足でも突っ込んだら、本当に足の骨が折れるんじゃないかなというぐらい危ないかと、何か所かありますので、この辺は早急に直さないといけないかとでもさせた場合に、やっぱり行政側も責任取られる可能性もありますので、早急をお願いします。

あと慶留間の栈橋についての危険箇所。側溝が取れちゃって、私がたまたまちょうど慶留間の栈橋にいたんですけれども、そこで自転車とバイクがそういう形で、ここでちょうどUターンする場所なんです。ちょうどきれいな海だなということで降りてきて、それでは一と海を見ながら回るような、ちょうどあの場所なんです。結局、その海を見ていると、あの穴に落ちちゃうと。そういう場所に穴があいているんです。それが本当に危険だなと、もうちょっとで落ちるところだったんです、バイクが。やっぱりこれは埋めるかどうにかしないといけないかと私もすごく思ったんですけれども、これはぜひ、今レンタルバイク、レンタル自転車が島では物すごく普及していますので、これは絶対に直すべきだなということで私は気づいていますけれども、その辺についていかがですか。

○ 議長（中村秀克）

松田 力産業振興課長兼船舶・観光課長。

○ 産業振興課長兼船舶・観光課長（松田 力）

慶留間の栈橋の陥没、また側溝のふたが一部ない場所については、沖縄県南部農林土木事務所と現地調査にて確認済みであります。今後、沖縄県ではどのように修繕を行うか協議をしていきたいと思いますが、垣花太郎議員がおっしゃるように、常に利用者がいることを踏まえ、まずは村で応急対応をして、安全対策をしっかりと行いながら、修繕にも取り組んでいきたいと考えております。

○ 議長（中村秀克）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

これは早急にでもやらないと、まず側溝をつくる前に板でもつくるぐらいに、1か月以内につくるぐらいの、落ちないように、仮にでもつくらないと危ないと思います、まず。予算がおりてからそれをつくってもいいんですけれども、まず落ちないように対策をぜひつくってください。それでよろしくをお願いします。

あともう一つ、工事運搬台船、この前も私質問したんですけれども、停泊中な危険な道路ですね、これ危険な道路というのは何と申しますか、仮設道路がまず、雨が降ると道路ではないんです、あそこは。皆さん、勇議員もよく知っていると思いますけれども、あそこは道路状態じゃないものですから、また晴れているときはどうなっているのかというと、ダンプカーの出入り場所、ほこりが立って、凸凹道になっちゃって、それをレンタル自転車とかバイクなどが通ったりするんですけれども、見ていて、ちょっと怖いというものがよく見かけられます。本当に危険です、あれは。荷役しているときに、バージが止まっているとき、観光道路は通行止めになっていますので、迂回路からこういう形で通っていますけれども、あれは道路状態

ではないんですよ。迂回路状態ではないんですよ。ですから、一度、そういうふうに止まっているときに、それを確認しにきてほしいなと私は思うんです、行政側も、どれぐらい危険なのかというのはですね。雨が降ったときにすごいですよ、もうどろどろで。水たまりもできるし、車が通ったら車もべちょべちょに汚れるぐらいの。そこをまた自転車が走ったりとかそういうことをやっていると、観光客も物すごくズボンが赤土で染まっているとか、そういうようなのを見ているので、ですからあの辺を、何かいい方法で迂回路を造る方法がないかなと私は思うんですよ。赤土でどろどろにならない方法ですね。迂回路をちゃんとつくってさえいけば、まだ別に問題はないんですけども、迂回路がしっかりしていないんですよ。その迂回路をちゃんときちんとした上で、やっぱり本道を通行止めにしたほうがいいんじゃないかなと思うんです。先ほども話をしたんですけども、レンタル自転車、バイクが普及していますので、どうしても、バイクは山道を通るんですけども、自転車は絶対山道を通っていかないんですよ。ですから、ほとんどこっちは無理してでも通ります。北浜ビーチまで。その辺をよくよく検討してほしいと思います。それについて課長お願いします。

○ 議長（中村秀克）

松田 力産業振興課長兼船舶・観光課長。

○ 産業振興課長兼船舶・観光課長（松田 力）

まず、基本的に阿嘉漁港の管理におきましては、沖縄県南部農林土木事務所のほうで行っております。さらにそういった台船の作業時におきましては、南部農林土木事務所からの占用許可を得て業者が行っております。その際に、迂回路を設けているのも、業者が迂回路を設けているというふうになっております。しかしながら、私も先週現場を確認させていただきました、台船が入っているときにですね。非常に危ないなというものも認識して、またさらにダンプが、大型車が頻繁に通るので、道の凹凸は確認させていただいております。この中で、やはり向こうの占用許可を出すのは南部農林土木事務所ですので、今後も南部農林土木事務所にはその迂回路の設け方についても、その許可書に入れてもらうようにこちら側からも要望しつつ、現時点で業者のほうにも大型車が通って迂回路のほうに陥没されるので、その辺は安全対策を取ってほしいということで、業者には一言口頭でお願いをしていきたいと思っております。

○ 議長（中村秀克）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

分かりました。ぜひ協力をお願いします。

あと一つ、泊港の窓口サービスの件について、チケットの件ですけども、今朝も私、電話をしたんですけども、ちょっと以前にチケットの件でお話ししたとおり、ずれがあります。例えば2週間有効期限がありますよね。有効期限があった上で、例えば島民がその日で帰りたいと。翌日帰る予定だったんですけども、帰れないと。それで電話しようと。例えば前の日の6時にです。そうしたら電話を打ち切っているんです、留守番電話になっているものですから、翌日電話をして、チケットを変更しようと思ったときには、結局そのチケットが無効になっちゃうわけですよ、午前中に船が出航してしまうと。もう1回説明しましょうね、分かりにくいですね。チケットの日にちが翌日の日にちになっていたとする、帰る日にちがですね。それを1日延ばしたいと思ったのは、もう夕方に気づいたと。気づいたんですけども、それを電話で問い合わせすると翌日。そうすると、チケット変更の場合は10時からですということになるわけですよ。ですから、その間がどうしても、前の日にそれが決まったときには、5時以降に決まったときには、完全に諦めるしかないんですよ、まだ切れてはいないんですけども。結局10時からですから、もう船は出てしまっていますので、それで無効になりますよね。その間を何とかできないものかと思うんです。今日もチケット

のことで電話をしたら、予約変更は10時からで、かけ直してくださいということで、留守番電話になっていました。それがどうやったら、例えば名護とか与那原とかの方などは、じゃあ8時、9時までに受付のところに来てから待っておかないといけないのかなと翌日の変更のために、という形になっているんですよ、電話が。それがちょっと不親切じゃないかなと私は思うんですけども、それについて課長いかがですか。

○ 議長（中村秀克）

松田 力産業振興課長兼船舶・観光課長。

○ 産業振興課長兼船舶・観光課長（松田 力）

まず、今、地元の方のお話でよろしいでしょうか。以前もこの議論になってお話させていただきました。確かにそういったものがありますので、そこをどうにかできないかということで、10月から広報にも載せていただいております。座間味事務所で予約の変更はできるようにしていますということで、皆さんにお知らせさせていただいているところではありますが、やはりまた、その辺を再度、チケット販売時はまた住民にも分かるように那覇事務所と連携しながら、座間味事務所に連絡して、予約が変えられますということを、もう少し引き続き強調して周知させていただきたいと思います。そうしたら10時じゃなくても8時15分から電話が取れる状態になっておりますので、その辺は可能だと考えております。

○ 議長（中村秀克）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

留守番電話で変更が10時からできませんというものを、やっぱりそれ、窓口電話ですよ、これ。4567、窓口の電話番号に電話したことがありますか、朝。それを別の、例えば阿嘉ターミナルとか座間味のターミナルとかに転送できるような形で、例えば変更できるのであれば、そういう形でやるか。それとも10時からという留守番電話を消すかですね、どちらかをやらないと勘違いするんじゃないかなと思います。

○ 議長（中村秀克）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

よく分かるんですけども、ただ、村外の方々の予約も含めて、問合せも含めて868-4567なんです。ですから、うちの課長が話をしているように、広報とか窓口で島出身の方、あるいは島の方々、村の方々にはそういった広報をさせていただくということでぜひ御理解をいただきたいということでございます。

○ 議長（中村秀克）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

ということは、やらないということですか。

○ 議長（中村秀克）

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（中村秀克）

再開します。

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

分かりました。じゃあ、そういう形でぜひ住民に分かるような形で説明をお願いします。

あともう一つ、チケット売り場の件ですけれども、どうしてもお年寄り方が並ぶためには椅子が必要なんですよ。だから上等な椅子じゃなくてもよろしいですので、こっちのターミナルにある椅子でもお年寄りからの要望がありましたので、その辺はぜひよろしくをお願いします。

○ 議長（中村秀克）

松田 力産業振興課長兼船舶・観光課長。

○ 産業振興課長兼船舶・観光課長（松田 力）

それも踏まえて、検討して、前向きに検討して、いいようになるようにしていきたいと思いますのでよろしくをお願いします。

○ 議長（中村秀克）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

分かりました。ありがとうございます。

あとは新型コロナについてですけれども、ほとんど宮平清志議員が言っていますので、私が言う分がないと思いますけれども、一つだけ、第4波について、専門家では必ず来ると言われていますけれども、ゴールデンウィーク明け、5月中旬、その辺についての、多分、今、ゴールデンウィークとか開放感がすごく強くなると思いますので、この辺をどういう形でこれから先考えているのか、第4波に兼ねての防御対策をするのか、そのままで自粛、開放という形で、何もしないでそのまま進めていくのか、その辺をよろしくをお願いします。

○ 議長（中村秀克）

宮平壮一郎総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（宮平壮一郎）

ただいまの第4波の到来に備えてですが、やはり花見のシーズンとか送別会とかのシーズンを迎えて、大型連休を控えているということで、かなり心配されております。沖縄県におきましても2月28日の県独自の緊急事態宣言解除後は、再発警戒段階への以降という位置づけで県民に会食の在り方、新しい生活様式の継続実施、各店舗、施設等における対策を呼びかけ、離島への往来についても事前の十分な健康観察と感染予防対策を講じ、対策不良の際は移動の中止や延期を求めているということで、今対策を講じているところでございます。やはり我々としましても、これまでの経験、過去の経験から第4波は発生するおそれもあることから、これまでの水際対策ですね、検温等、手指消毒を実施して、村民につきましては情報提供を引き続き提供してまいりたいと思います。第4波到来時には、国あるいは県から緊急事態宣言が予想されますので、そのときにはまた文書、通知等をしっかり熟読して対応に取り組んでまいりたいと考えております。

○ 議長（中村秀克）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

分かりました。これから大きな行事がいっぱいありますので、その辺を、行事についてですけれども、どうするかと早めに措置して、住民に知らせるような形でぜひよろしくをお願いします。以上で私の質問を終わります。

○ 議長（中村秀克）

これで一般質問を終わります。そのまま継続していいですか。

（「異議なし」と言う者あり）

では、日程第7. 議案第1号 専決処分の承認について（令和2年度座間味村一般会計補正予算（第8

号) から議案第10号 令和2年度座間味村農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)についてまでの提出議案の一括説明を求めます。宮里 哲村長。

○ 村長(宮里 哲)

それでは、よろしくお願いたします。議案第1号から10号までの説明をさせていただきますが、この内容につきましては、せんだって行われました全員協議会のほうで説明をさせていただいておりますので、詳細の説明は省かせていただきます。

議案第1号

専決処分の承認について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和3年3月9日提出

座間味村長 宮里 哲

座間味村告示第1号

専 決 処 分 書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和2年度座間味村一般会計補正予算第8号(別紙)

【専決処分理由】

台風9号の影響により村道阿嘉越原線の一部が崩落し、早急に復旧工事を行うため、予算の補正が必要となったが、議会を招集する時間的余裕がないことから専決処分をする。

令和3年1月7日

座間味村長 宮里 哲

令和2年度座間味村一般会計補正予算(第8号)

令和2年度座間味村一般会計の補正予算(第8号)は、次の定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,809千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,259,978千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、

「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年1月7日

座間味村長 宮里 哲

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
12 国庫支出金		475,109	3,846	478,955
	2 国庫補助金	451,044	3,846	454,890
16 繰入金		122,782	963	123,745
	2 基金繰入金	98,782	963	99,745
歳入合計		2,255,169	4,809	2,259,978

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
11 災害復旧費		8,473	4,809	13,282
	2 公共土木施設災害復旧費	8,473	4,809	13,282
歳出合計		2,255,169	4,809	2,259,978

議案第2号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和3年3月9日提出

座間味村長 宮里 哲

座間味村告示第2号

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和2年度座間味村一般会計補正予算第9号（別紙）

【専決処分理由】

新型コロナウイルス感染症ワクチンを迅速に接種可能な体制を構築するため、予算の補正が必要となるが、議会を招集する時間的余裕がないことから専決処分をする。

令和3年2月1日

座間味村長 宮 里 哲

令和2年度座間味村一般会計補正予算（第9号）

令和2年度座間味村一般会計の補正予算（第9号）は、次の定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,572千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,263,550千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年2月1日

座間味村長 宮 里 哲

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
12 国庫支出金		478,955	3,572	482,527
	1 国庫負担金	22,700	1,184	23,884
	2 国庫補助金	454,890	2,388	457,278
歳入合計		2,259,978	3,572	2,263,550

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 衛生費		649,945	3,572	653,517
	1 保健衛生費	128,921	3,572	132,493
歳出合計		2,259,978	3,572	2,263,550

議案第3号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたの

で、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和3年3月9日提出

座間味村長 宮 里 哲

座間味村告示第3号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和2年度座間味村一般会計補正予算第10号（別紙）

【専決処分理由】

新型コロナウイルス感染拡大予防対策及び支援事業を早急に執行するため、予算の補正が必要となるが、議会を招集する時間的余裕がないことから専決処分をする。

令和3年2月15日

座間味村長 宮 里 哲

令和2年度座間味村一般会計補正予算（第10号）

令和2年度座間味村一般会計の補正予算（第10号）は、次の定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ30,743千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,294,293千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年2月15日

座間味村長 宮 里 哲

第1表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補 正 額	計
12 国 庫 支 出 金		482,527	30,743	513,270
	2 国 庫 補 助 金	457,278	30,743	488,021
歳 入 合 計		2,263,550	30,743	2,294,293

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総 務 費		470,803	24,828	495,631
	1 総 務 管 理 費	434,990	24,828	459,818
3 民 生 費		180,755	△1,560	179,195
	1 社 会 福 祉 費	143,058	0	143,058
	2 児 童 福 祉 費	37,683	△1,560	36,123
4 衛 生 費		653,517	△885	652,632
	1 保 健 衛 生 費	132,493	△885	131,608
6 農 林 水 産 費		52,553	△300	52,253
	3 水 産 業 費	14,194	△300	13,894
7 商 工 費		150,726	8,660	159,386
	1 商 工 費	150,726	8,660	159,386
10 教 育 費		256,837	0	256,837
	2 小 学 校 費	71,293	0	71,293
	3 中 学 校 費	26,856	0	26,856
歳 出 合 計		2,263,550	30,743	2,294,293

議案第4号

令和2年度座間味村一般会計補正予算（第11号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

令和3年3月9日提出

座間味村長 宮 里 哲

令和2年度座間味村一般会計補正予算（第11号）

令和2年度座間味村一般会計の補正予算（第11号）は、次の定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ20,396千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,273,897千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

(繰越明許費の補正)

第3条 繰越明許費は、「第3表 繰越明許費補正」による。

令和3年3月9日

座間味村長 宮里 哲

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
11 使用料及び手数料		60,490	△1,653	58,837
	1 使用料	55,853	△1,653	54,200
12 国庫支出金		513,270	4,404	517,674
	1 国庫負担金	23,884	5,126	29,010
	2 国庫補助金	488,021	△722	487,299
13 県支出金		278,718	△946	277,772
	1 県負担金	16,287	△204	16,083
	2 県補助金	229,195	△487	228,708
	3 県委託金	33,236	△255	32,981
16 繰入金		123,745	△24,000	99,745
	1 特別会計繰入金	24,000	△24,000	0
18 諸収入		12,918	△656	12,262
	4 雑収入	12,917	△656	12,261
19 村債		223,504	2,455	225,959
	1 村債	223,504	2,455	225,959
歳入合計		2,294,293	△20,396	2,273,897

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		35,049	△648	34,401
	1 議会費	35,049	△648	34,401
2 総務費		495,631	8,235	503,866
	1 総務管理費	459,818	8,576	468,394
	2 徴税費	13,669	281	13,950
	3 戸籍住民基本台帳費	16,447	△328	16,119
	4 選挙費	3,476	△276	3,200
	5 統計調査費	1,182	△18	1,164

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民生費		179,195	△1,424	177,771
	1 社会福祉費	143,058	△1,794	141,264
	2 児童福祉費	36,123	384	36,507
	3 生活保護費	14	△14	0
4 衛生費		652,632	1,156	653,788
	1 保健衛生費	131,608	1,544	133,152
	2 清掃費	521,024	△388	520,636
6 農林水産費		52,253	△1,010	51,243
	1 農業費	16,731	△702	16,029
	2 林業費	21,628	△210	21,418
	3 水産業費	13,894	△98	13,796
7 商工費		159,386	1,210	160,596
	1 商工費	159,386	1,210	160,596
8 土木費		284,237	△9,318	274,919
	1 土木管理費	6,414	△1,275	5,139
	2 道路橋りょう費	30,283	△1,428	28,855
	4 港湾費	158,691	0	158,691
	5 下水道費	34,712	△553	34,159
	6 住宅費	29,318	△6,062	23,256
	9 消防費		25,024	△300
10 教育費	1 消防費	25,024	△300	24,724
		256,837	△7,137	249,700
	1 教育総務費	94,669	△3,332	91,337
	2 小学校費	71,293	△1,735	69,558
	3 中学校費	26,856	△136	26,720
	4 幼稚園費	32,519	△1,217	31,302
	5 社会教育費	5,161	△165	4,996
6 保健体育費	26,339	△552	25,787	
11 災害復旧費		13,282	△1,871	11,411
	2 公共土木施設災害復旧費	13,282	△1,871	11,411
12 公債費		133,987	△9,289	124,698
	1 公債費	133,987	△9,289	124,698
歳出合計		2,294,293	△20,396	2,273,897

第2表 地 方 債 補 正

(単位：千円)

起債の目的	限 度 額			起債の方法	利 率	償還の方法
	補正前の額	補 正 額	計			
1 減収補填債		2,455	2,455	(借入方法) 証書借入又は 証券発行による。 (借入時期) 令和2年度。 ただし、事業 その他の都合 により、その 一部又は全部 を後年度に繰 り延べて起債 することがで きる。	年6%以 内(ただ し、利率 見直し方 式で借り 入れる資 金につい て、利率 の見直し を行った 後におい ては、当 該見直し 後の利 率)	償還期間は、措 置期間を含め30 年以内とする。 償還方法は、元 利均等、元金均 等等による。 ただし、財政の 都合により、措 置期間中であっ ても繰上償還、 償還年限を変更 し、又は借り換 えることができ る。
計	0	2,455	2,455			

第3表 繰 越 明 許 費 補 正

款	項	事 業 名	金 額
2 総務費			12,062 千円
	1 総務管理費	村史編集委託料	2,023 千円
	1 総務管理費	社会保障・税番号制度システム整備費 (総務省)	8,543 千円
	1 総務管理費	社会保障・税番号制度システム整備費 (法務省)	1,496 千円
7 商工費			22,500 千円
	1 商工総務費	感染症防止対策事業者支援事業	22,500 千円
8 土木費			151,882 千円
	4 港湾費	(一括)座間味村観光イベント施設整 備事業 施工監理業務	4,928 千円
	4 港湾費	(一括)座間味村観光イベント施設 整備事業工事請負費	146,954 千円

款	項	事業名	金額
10 教育費			24,382 千円
	1 教育総務費	(一括) 座間味村戦跡及び戦跡記念碑等環境整備施工監理委託費	1,301 千円
	1 教育総務費	(一括) 座間味村戦跡及び戦跡記念碑等環境整備施工監理委託費	23,081 千円
11 災害復旧費			4,202 千円
	2 公共土木施設災害復旧費	(補) 村道阿嘉腰原線災害復旧工事請負費	4,202 千円
合 計			215,028 千円

議案第5号

令和2年度座間味村国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

令和3年3月9日提出

座間味村長 宮里 哲

令和2年度座間味村国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）

令和2年度座間味村国民健康保険事業特別会計の補正予算（第4号）は、次の定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,153千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ217,223千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年3月9日提出

座間味村長 宮里 哲

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険税		35,484	△12,456	23,028
	1 国民健康保険税	35,484	△12,456	23,028

款	項	補正前の額	補正額	計
4 国庫支出金		770	5,233	6,003
	2 国庫補助金	770	5,233	6,003
7 県支出金		122,686	3,350	126,036
	1 県補助金	122,686	3,350	126,036
10 繰入金		22,567	△280	22,287
	1 一般会計繰入金	22,567	△280	22,287
歳入合計		221,376	△4,153	217,223

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		12,624	△3,430	9,194
	1 総務管理費	12,596	△3,430	9,166
2 保険給付金		146,735	△568	146,167
	1 療養諸費	119,364	△148	119,216
	3 出産育児諸費	1,262	△420	842
3 国民健康保険事業納付金		56,581	0	56,581
	1 医療給付費分	42,461	0	42,461
	2 後期高齢者支援金等分	10,044	0	10,044
	3 介護納付金分	4,076	0	4,076
6 保健事業費		2,369	△155	2,214
	2 保健事業費	227	△155	72
歳出合計		221,376	△4,153	217,223

議案第6号

令和2年度座間味村航路事業特別会計補正予算（第3号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

令和3年3月9日提出

座間味村長 宮里 哲

令和2年度座間味村航路事業特別会計補正予算（第3号）

令和2年度座間味村航路事業特別会計の補正予算（第3号）は、次の定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ22,688千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ716,526千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年3月9日提出

座間味村長 宮里 哲

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 事業収入		546,302	△179,890	366,412
	1 運航収入	541,674	△179,890	361,784
5 基金繰入金		168,022	157,202	325,224
	1 基金繰入金	168,022	157,202	325,224
歳入合計		739,214	△22,688	716,526

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 運航費用		488,527	2,248	490,775
	2 自動車航送取扱費	689	△150	539
	6 養缶水費	1,579	△170	1,409
	9 船費	331,832	2,568	334,400
2 営業費用		114,160	△936	113,224
	5 店費	100,151	△936	99,215
8 諸支出金		24,000	△24,000	0
	1 操出金	24,000	△24,000	0
歳出合計		739,214	△22,688	716,526

議案第7号

令和2年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

令和3年3月9日提出

座間味村長 宮 里 哲

令和2年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）

令和2年度座間味村簡易水道事業特別会計の補正予算（第3号）は、次の定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ349千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ214,585千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年3月9日提出

座間味村長 宮 里 哲

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 簡易水道事業収入		27,075	△1,420	25,655
	1 営業収入	27,075	△1,420	25,655
3 繰入金		97,678	2,271	99,949
	1 繰入金	97,678	2,271	99,949
8 村債		30,000	△1,200	28,800
	1 村債	30,000	△1,200	28,800
歳入合計		214,934	△349	214,585

歳出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 簡易水道事業費		170,457	△349	170,108
	1 営業費	170,457	△349	170,108
歳出合計		214,934	△349	214,585

議案第8号

令和2年度座間味村下水道事業特別会計補正予算（第4号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を

求める。

令和3年3月9日提出

座間味村長 宮 里 哲

令和2年度座間味村下水道事業特別会計補正予算（第4号）

令和2年度座間味村下水道事業特別会計の補正予算（第4号）は、次の定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,714千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ64,372千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年3月9日提出

座間味村長 宮 里 哲

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
2 下水道収入		9,913	△100	9,813
	1 下水道収入	9,913	△100	9,813
3 国庫支出金		14,000	△1,856	12,144
	1 国庫補助金	14,000	△1,856	12,144
4 繰入金		34,712	△553	34,159
	1 繰入金	34,712	△553	34,159
6 村債		9,300	△1,205	8,095
	1 村債	9,300	△1,205	8,095
歳入合計		68,086	△3,714	64,372

歳出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 下水道事業費		45,465	△3,714	41,751
	1 下水道事業費	45,465	△3,714	41,751
歳出合計		68,086	△3,714	64,372

議案第9号

令和2年度座間味村漁業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

令和3年3月9日提出

座間味村長 宮 里 哲

令和2年度座間味村漁業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）

令和2年度座間味村漁業集落排水事業特別会計の補正予算（第3号）は、次の定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ226千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12,639千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年3月9日提出

座間味村長 宮 里 哲

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 事業収入		3,451	△313	3,138
	1 下水道収入	3,451	△313	3,138
5 繰入金		9,378	87	9,465
	1 繰入金	9,378	87	9,465
歳入合計		12,865	△226	12,639

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 漁業集落排水事業費		8,355	△226	8,129
	1 漁業集落排水事業費	8,355	△226	8,129
歳出合計		12,865	△226	12,639

議案第10号

令和2年度座間味村農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

令和3年3月9日提出

座間味村長 宮 里 哲

令和2年度座間味村農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）

令和2年度座間味村農業集落排水事業特別会計の補正予算（第3号）は、次の定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ122千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,483千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年3月9日提出

座間味村長 宮 里 哲

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
2 事業収入		670	△84	586
	1 下水道収入	670	△84	586
5 繰入金		2,903	△38	2,865
	1 繰入金	2,903	△38	2,865
歳入合計		3,605	△122	3,483

歳出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 農業集落排水事業費		2,899	△122	2,777
	1 農業集落排水事業費	2,899	△122	2,777
歳出合計		3,605	△122	3,483

以上、議案10件でございます。よろしくお願いいたします。

○ 議長（中村秀克）

これで提出議案の説明は終わります。

日程第8．議案第1号 専決処分の承認について（令和2年度座間味村一般会計補正予算（第8号））を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ないですか。5番 中村 勇議員。

○ 5番（中村 勇議員）

歳出の7ページをお願いします。工事請負費の中で村道阿嘉越原線復旧工事請負費が420万2,000円と、これも私のほうで一般質問でも、何月でしたか、質問したんですけども、予算が計上されているということで、その工事はいつ頃から行う予定なのか、分かれば教えてください。

○ 議長（中村秀克）

松田 力産業振興課長兼船舶・観光課長。

○ 産業振興課長兼船舶・観光課長（松田 力）

今月中には着工して、4月中には終わる予定となっております。

○ 議長（中村秀克）

5番 中村 勇議員。

○ 5番（中村 勇議員）

分かりました。早め早めの工事をよろしくお願いいたしますと思います。

○ 議長（中村秀克）

ほかにありませんか。進行してよろしいですか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第1号 専決処分の承認について（令和2年度座間味村一般会計補正予算（第8号））を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第1号 専決処分の承認について（令和2年度座間味村一般会計補正予算（第8号））は、原案のとおり承認されました。

日程第9．議案第2号 専決処分の承認について（令和2年度座間味村一般会計補正予算（第9号））を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。進行してよろしいでしょうか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第2号 専決処分の承認について(令和2年度座間味村一般会計補正予算(第9号))を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第2号 専決処分の承認について(令和2年度座間味村一般会計補正予算(第9号))は、原案のとおり承認されました。

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長(中村秀克)

再開します。

日程第10. 議案第3号 専決処分の承認について(令和2年度座間味村一般会計補正予算(第10号))を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。2番 宮平喜文議員。

○ 2番(宮平喜文議員)

歳出の7ページ、一般管理費の需用費、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金のところに123万8,000円、これは消耗品を購入すると全協でお聞きしたんですが、どういうものをこれぐらいの金額で買おうとしているんですかと思って、その辺をお聞きします。

○ 議長(中村秀克)

宮平壮一郎総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長(宮平壮一郎)

これにつきましては、主に不燃性マスク、サージカルマスク等をケースで購入と、また非接触型の体温計、そういったものを購入予定としております。併せてアルコール消毒液等も含めてでございます。

○ 議長(中村秀克)

2番 宮平喜文議員。

○ 2番(宮平喜文議員)

分かりました。引き続き、8ページ、商工総務費の中で負担金、補助及び交付金2,250万円、この前全協では新規の事業だとお聞きしましたけれども、どういった事業ですか。

○ 議長(中村秀克)

松田 力産業振興課長兼船舶・観光課長。

○ 産業振興課長兼船舶・観光課長(松田 力)

先ほど宮平清志議員、宮平喜文議員に答弁でさせていただきました衛生設備関係の8割補助の事業費です。5分の4の8割で、最大上限が15万円の事業費のものです。

○ 議長(中村秀克)

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

分かりました。

○ 議長（中村秀克）

ほかに質疑ありませんか。進行してよろしいですか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第3号 専決処分の承認について（令和2年度座間味村一般会計補正予算（第10号））を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第3号 専決処分の承認について（令和2年度座間味村一般会計補正予算（第10号））は、原案のとおり承認されました。

日程第11. 議案第4号 令和2年度座間味村一般会計補正予算（第11号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。1番 宮平譲治議員。

○ 1番（宮平譲治議員）

13ページ、公有財産購入費の用地購入費のほうのマイナス100万円のところの説明をお願いします。

○ 議長（中村秀克）

宮平壮一郎総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（宮平壮一郎）

こちらの土地の購入につきましては、阿真の、ちょうど公民館の近くの用地を購入予定しておりました。しかしながら、この用地につきましては、農地で県のほうの非常に厳しい審査も必要ということで、今回、購入については見送らせていただきたいということで、減額させていただいております。

○ 議長（中村秀克）

1番 宮平譲治議員。

○ 1番（宮平譲治議員）

これは購入予定だった地主との話はどのような形になっているのでしょうか。

○ 議長（中村秀克）

宮平真由美副村長。

○ 副村長（宮平真由美）

この100万円の予算は、昨年この時期の、第1回定例会で譲治議員からいろいろと御意見があった土地でございます。地主のほうには今回購入はできないということを伝えております。

○ 議長（中村秀克）

よろしいですか、1番 宮平譲治議員。

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

21ページ、土木費、住宅建築費の工事請負費619万5,000円マイナス、普通は大体がいつも足りない足りないという話なんだけれども、これはなぜ619万5,000円を減額したのか、その辺を教えてくださいませんか。

○ 議長（中村秀克）

宮平壮一郎総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（宮平壮一郎）

本工事は、阿嘉島の定住促進に係る住宅の単費分の持ち出しでございます。現在、工事については、当初発注していた国庫事業分と抱き合わせて発注することによって経費の節減が図られて、積算を見直したところ減額が生じたので、それで今回、減額の補正とさせていただきます。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

分かりました。

○ 議長（中村秀克）

ほかに質疑ありませんか。進行してよろしいですか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第4号 令和2年度座間味村一般会計補正予算（第11号）についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第4号 令和2年度座間味村一般会計補正予算（第11号）については、原案のとおり可決されました。

日程第12. 議案第5号 令和2年度座間味村国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。進行してよろしいですか。2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

6ページ、歳入ですね、たとえコロナであろうが保険料の現年度分とかそういったもの、介護保険給付金も含め、後期高齢者も、全て歳入でマイナスになっているんですけれども、その要因みたいなものはどういふことですか。お教え願えませんか。

○ 議長（中村秀克）

宮平壮一郎総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（宮平壮一郎）

今回はコロナ禍の影響で、いわゆる減免の申請がございました。そちらのほうで3つの保険料、現年度分

から支援金まで減額となっております。それに併せて、国、県の支援もございまして、その下の国庫と県のほうに災害ということで、この減額になった分については補填という形でいただいております。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

分かりました。

○ 議長（中村秀克）

ほかに質疑ありませんか。

（「進行」と言う者あり）

進行します。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第5号 令和2年度座間味村国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第5号 令和2年度座間味村国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）については、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（中村秀克）

再開します。

日程第13. 議案第6号 令和2年度座間味村航路事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

私が先ほど一般質問の中で、ターミナルの椅子の件で質問したんですけれども、それをちょっと勘違いしているかと思ひまして、北岸のほうのターミナルがきれいになって椅子がないということですので、それをちょっと勘違いしている方がいらっしゃるかなと思ひまして、今、航路の件ですから。今後、この椅子を、休憩するところの椅子を取りつけるのかつけないのか、その辺をお聞きしたいんですが。

○ 議長（中村秀克）

松田 力産業振興課長兼船舶・観光課長。

○ 産業振興課長兼船舶・観光課長（松田 力）

建物が那覇港管理組合のものでありますので、今工事終わった後でないのか、その辺をまた、現場復旧するのか、今までどおりですね。その辺ちょっと確認してから今後の対応を考えていきたいと思ひますので、太郎議員

からあったように、当然、今のままでしたら高齢者等が大変ですので、そういったように配慮できるような環境づくりはどっちみち行っていきたいと思っております。

○ 議長（中村秀克）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

分かりました。いい方向で、ぜひお願いします。

○ 議長（中村秀克）

ほかに質疑ありませんか。2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

1点だけいいですか。歳入で自動車航送運賃で、売掛金のところで増になっているんだけど、これはやっぱり工事の車がたくさんあったということなのか。ほかはもちろんコロナの影響で、客、その他減るのはもちろん分かっていますけれども、あえてこれだけが増になっているものだから、そこだけを教えてください。

○ 議長（中村秀克）

松田 力産業振興課長兼船舶・観光課長。

○ 産業振興課長兼船舶・観光課長（松田 力）

今、宮平喜文議員がおっしゃったとおり、公共工事が増えた関係で自動車の輸送のほうは増えております。しかしながら、例年に比べたら総合的には車両のほうも減ってはいます。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

分かりました。ありがとうございます。

○ 議長（中村秀克）

進行してよろしいですか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第6号 令和2年度座間味村航路事業特別会計補正予算（第3号）についてを採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第6号 令和2年度座間味村航路事業特別会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決されました。

日程第14. 議案第7号 令和2年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「進行」と言う者あり)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第7号 令和2年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第7号 令和2年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)については、原案のとおり可決されました。

日程第15. 議案第8号 令和2年度座間味村下水道事業特別会計補正予算(第4号)についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。進行してよろしいでしょうか。

(「進行」と言う者あり)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第8号 令和2年度座間味村下水道事業特別会計補正予算(第4号)についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第8号 令和2年度座間味村下水道事業特別会計補正予算(第4号)については、原案のとおり可決されました。

日程第16. 議案第9号 令和2年度座間味村漁業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)についてを議題とします。

これから質疑を行います。進行してよろしいですか。

(「進行」と言う者あり)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第9号 令和2年度座間味村漁業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第9号 令和2年度座間味村漁業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決されました。

日程第17. 議案第10号 令和2年度座間味村農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「進行」と言う者あり）

進行します。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第10号 令和2年度座間味村農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第10号 令和2年度座間味村農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決されました。

これで本日の日程は、全部終了しました。

これで会議を閉じます。

本日は、これをもって散会します。

散 会（午後3時54分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 中 村 秀 克

署名議員 宮 平 清 志

署名議員 宮 平 讓 治